# 第3章

# 地域保健福祉を推進する施策

# 第1節 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実

# 1 包括的相談支援体制の充実

# 現 状

「地域共生社会\*」は、制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会をともに創る社会を目指すものです。

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により個人や世帯が抱える課題は、多様化・複雑化しています。介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や80代の高齢の親と50代の子が困窮し社会から孤立してしまう「8050問題\*」、公的な支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題など、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するために、分野を超えた包括的な相談支援体制が一層求められています。

区は、平成31年4月、包括的な相談支援の中核を担う組織として福祉総合課を新設し、「福祉の総合相談窓口」(愛称:福祉のコンシェルジュ)を開設しました。高齢者、障害者、子ども、生活困窮者\*、ひきこもり\*状態にある人などが抱える、分野を超えた多様な課題の解決に向け、保健福祉に関する相談支援を行う「ふくしの相談係」と生活困窮に関する自立支援相談機関の役割を担う「くらしの相談係」が、相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら支援を行っています。

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により社会福祉法が改正されたことに伴い、国は、市町村において地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業\*を創設し、令和3年4月から施行することとしました。

新型コロナウイルス感染拡大によって、多くの人が感染の不安だけでなく、経済的な不安、外出できないストレス等を抱えるようになりました。感染防止の観点から積極的なアウトリーチ\*支援が行いづらい状況や、円滑な福祉サービスの提供や地域資源の活用が困難となる状況も生じました。

### 課題

高齢、障害、子ども、生活困窮など福祉の各分野の相談支援機関の機能を維持しながら、 分野横断的に連携・協働する包括的相談支援体制を充実させていくことが必要です。

複合的な課題を抱えた人や、どこに相談に行ったらよいか分からない人など、支援を必要とする人が少しでも早く相談につながるよう、分野を超えた相談支援の中核組織である「福祉の総合相談窓口」(愛称:福祉のコンシェルジュ)を広く周知し、アウトリーチ\*支援や電子媒体などを活用しながら相談の入り口を広げていく必要があります。

また、傾聴だけでなく、相談者の困りごとをしっかりと受け止め、相談者自身が問題を解 決できる力を引き出せる伴走型支援を行うことが必要です。そのためには従事する職員が、 自らの専門分野に偏ることなく、分野横断的な知識やアセスメントカ、調整力を身に付けて ソーシャルワーク機能を向上させていく必要があります。

区内5か所の地域包括支援センター\*は、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として、 高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者\*、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)をはじめ、各分野の相談支援機関と緊密に連 携し、適切な支援につなぐ入り口としての総合相談支援を充実させていく必要があります。

社会福祉法改正により、市町村の包括的支援体制構築の支援として創設された重層的支援体制整備事業\*は、地域住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的支援体制により受け止める仕組みであり、①断らない相談支援、②参加支援(つながりや参加の支援)、③地域づくりに向けた支援の3つを一体的に行うものです。

目黒区においても、包括的相談支援体制の充実とともに、地域の支え合いを含めた地域づくりを一体的に進めて、重層的支援体制を整備していく必要があります。地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための支援が求められています。

新型コロナウイルス感染拡大により地域の支え合い活動が制限され、地域のつながりが弱まることが懸念されています。地域の中から支援を必要としている人を見つけ、適切な支援につなぐとともに、地域のネットワークを構築し、地域の福祉力の向上を図る「コミュニティ・ソーシャルワーカー\*」を配置していくことが必要です。

# 施策の体系 1 包括的相談支援体制の充実

- -(1) 多様なニーズに対応する包括的相談支援体制の整備
- -(2) 身近な地域における包括的相談支援体制の充実
- (3) コミュニティソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの 推進

# 施策

## (1) 多様なニーズに対応する包括的相談支援体制の整備

「福祉の総合相談窓口」(愛称:福祉のコンシェルジュ)では、分野を超えた多様な課題解決に向け、関係機関と連携しながら支援に取り組んできました。引き続き、地域資源を活用し、各相談支援機関と連携を図りながら、福祉全般の相談を丸ごと受け止め、相談者に寄り添った相談支援を行っていきます。

また、支援を必要とする人が少しでも早く相談窓口につながるような周知活動やアウトリーチ\*等を通じた継続的な支援活動を推進するとともに、個別ケースへの対応や適切な行政権限の行使など、従事する職員の資質の向上を図ります。

### <計画事業>

①福祉の総合相談支援の充実【重点】(福祉総合課)

住民の多様で複雑な支援ニーズに応えるため設置された「福祉の総合相談窓口」(愛称:福祉のコンシェルジュ)では、介護、障害、子ども、生活困窮等に係る相談を「断らない相談支援」として一体的に実施しています。相談支援の総合調整を担う中核組織として更なる庁内連携を図り、包括的相談支援体制を充実させていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
・福祉の総合相談窓口(福祉のコ	• 相談支援の充実	継続	
ンシェルジュ)を中心に分野横	• 各相談支援機関の連携強化		
断的な相談支援を実施	•生活困窮及びふくしの相談庁		
・新型コロナウイルス感染症の影	内連携会議及び実務者会議		
響による相談・支援件数の増	の実施		

②ソーシャルワーク機能の向上【重点】(健康福祉部各課・健康推進部各課・子育て支援部各課)

地域包括支援センター\*をはじめ障害や子育て、生活困窮などの相談支援機関及び区の関係機関の職員が、制度横断的な知識やアセスメントカ、調整力等を身に付け、ソーシャルワーク機能を向上できるように職員研修を体系的に実施します。また、専門的な知識・技術の習得だけでなく高い倫理観を保持できるよう職員を育成します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
健康福祉部人材育成プログラム	健康福祉部人材育成プログラ	継続	
「飛躍」に基づき、ソーシャルワ	ム「飛躍」に基づく体系的な研		
ーク機能向上等をテーマに研修を	修の実施		
実施			

## (2) 身近な地域における包括的相談支援体制の充実

区内5か所の地域包括支援センター\*は、高齢、障害、子ども、生活困窮、在宅療養など、 身近な保健福祉の総合相談窓口として、区民の相談を受け止め、関係機関と連携しながら相 談支援に取り組んできました。

より区民が相談しやすく、身近な存在として地域の保健福祉の相談の核となるよう、専門性の高い人材を確保していきます。また、適切な支援が迅速に行われるよう、出張相談の充実等、身近な場所で相談できる機会の確保や、関係機関と連携した積極的なアウトリーチ\*活動に取り組んでいきます。

さらに、各地域包括支援センターの個別ケースの検討にとどまらず、サービスの充実につながる地域課題の抽出を目的とした地域ケア会議を開催し、福祉・医療等の専門職で区全体の共通課題について検討していきます。

### <計画事業>

### ①地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実【重点】(福祉総合課)

在宅介護や在宅療養を支える家族や、仕事と介護の両立に不安や悩みを抱える就業者に対する相談支援の充実・強化に取り組むとともに、身近な地域で相談できるよう地域包括支援センター\*の窓口の充実を図ります。また、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、専門性の高い人材の確保と育成に努めます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 開設時間延長実施(月曜~金曜	・日曜日の開設についての検	検証・検討を踏まえ
日:午後7時まで延長)	討・実施	た試行・改善等
・出張相談実施(各地区月1回~	・出張相談の場所、回数の拡充	
2 🗇 )	・地域包括支援センター支所等	
	設置についての検討、順次開	
	記	
	・配置職種等についての検討・	
	拡充	

# ②地域ケア会議の推進【継続】(福祉総合課)

要介護になっても地域で暮らし続けられる地域づくりのために、地域ケア会議では、支援 が困難な事例の検討を行い、検討事例を通して地域の課題を抽出しています。抽出された地 域課題を関係者で共有し、地域づくりや政策に反映するよう取り組んでいきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
地域ケア会議(地域ケア個別会議・地域ケア推進会議)の開催	<ul><li>・地域ケア個別会議において個別支援の事例検討、地域課題の抽出・共有</li><li>・地域ケア推進会議において地域課題解決のための検討</li></ul>	継続

## (3) コミュニティソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの推進

近年、家族・職場・地域におけるつながりが希薄化し、社会的孤立や引きこもり、制度の狭間の問題等、複雑化・多様化する課題を抱えて、支援を必要する人が増えています。さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、地域の見守り活動や既存の居場所への参加が困難となるなど、一層、社会的なつながりが弱まり、個人や世帯が抱える課題の潜在化や、孤立や引きこもり等の課題が深刻化しています。

こうした支援を必要とする人々を地域の中から見つけ、その人を取り巻く生活環境に着目しながら、住民と連携して課題の解決に取り組む「コミュニティ・ソーシャルワーカー\*」を配置し、制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組みます。アウトリーチ\*型の個別支援を通して、地域の課題を把握し、地域資源の開発や地域ニーズに応じた支え合いのしくみをつくり、地域づくりを推進します。

## <計画事業>

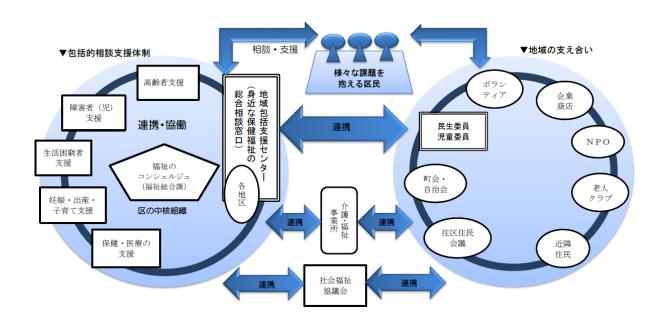
①コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくりの推進【新規・重点】(健康福祉計画課)

社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカー\*を配置し、積極的に本人のもとに出向き(アウトリーチ\*)、情報を提供しながら必要な相談支援を提供し、個別の生活に寄り添った伴走型の支援を行います。地域の様々な困りごとに対して、関係機関・団体や行政と連携して総合的な相談支援(個別支援)を行い、地域活動への支援や新たなサービスを開発するほか、生活支援コーディネーター\*とともに公的制度との関係を調整するなどの役割を担います。

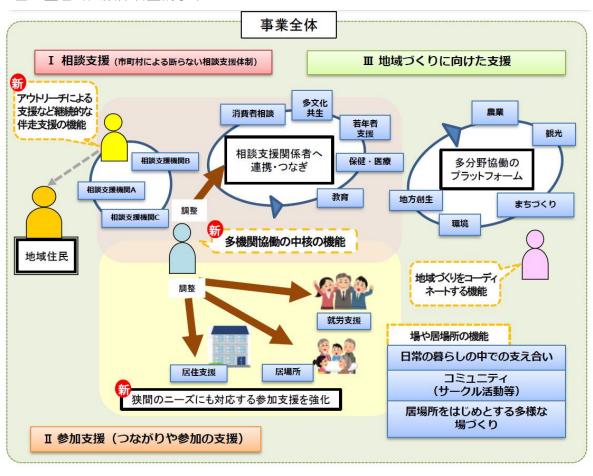
事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	・地区ごとに順次配置・社会福祉協議会と連携したコ	活動の充実
	ミュニティソーシャルワークの推進	

### ▼包括的支援体制のイメージ

1 包括的相談支援体制	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者*など福祉の各分野を超
	えた様々な課題に対応するために、対象別に分かれている各相
	談支援機関の機能を維持しながら、分野横断的に連携・協働す
	る包括的な相談支援体制を構築していきます。
2地域の支え合い	福祉の地域づくりへの支援・調整の取組を進め、包括的相談支
	援体制との連携を図ります。



# ▼国の重層的支援体制整備事業※のイメージ



# 現 状

今後高齢・単身化が一層進むことが予測される中、人々の暮らしや地域の在り方は複雑・ 多様化しています。血縁・地縁といった共同体機能の弱まりに伴い、地域内に身近な生活課題への支援を必要とする人が増えることが見込まれています。

令和元年度、要介護認定を受けていない 65 歳以上を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、ふだんの近隣との交流について尋ねたところ、「家を行き来するなど、親しいつきあいがある」との回答は 12.9%、「家を行き来することはないが、立ち話などはする」は 43.0%であり、半数以上の方が、ふだんから近隣の人と会話をしていることがうかがわれる一方で、「顔を合わせたときにあいさつ(会釈)をする」が 32.2%、「つきあいはほとんどない」との回答が 7.7%ありました。

区では、中高年を対象とした地域活動のきっかけづくりや高齢者が生活支援の担い手として活躍する「めぐろシニアいきいきポイント事業」を実施しているほか、対象者を限定せず地域を緩やかに見守る仕組み「見守りネットワーク」等を活用し、地域における支え合い活動を推進しています。

また、地域においては、民生委員・児童委員\*が、区民と行政、関係機関とのパイプ役として支援や保護につなげる活動を行っているほか、社会福祉協議会では、福祉活動に関心を持つ区民と活動団体を結びつけるなどの取組を行っています。

# 課題

これまで、つながりや支え合いをつくる取組は、居場所づくりや見守り支援のように、人と人が集まって同じ時間を過ごす形態をとることが一般的でした。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染防止のために、3つの密を避けることや外出の自粛が求められるようになり、これらと両立する新しいつながりのあり方が求められるようになりました。新型コロナウイルス感染症の社会・経済活動に与える影響の長期化に伴い、生活の様々な場面で困難や不安に直面する人が増加し、つながりや支え合いの必要性は今まで以上に高まっています。

地域における支え合いをさらに推進していくためには、活動への関心を高め、担い手を確保していくことが必要です。また、民生委員・児童委員\*の地域福祉活動や、社会福祉協議会と連携したボランティア・NPO団体等による福祉活動、社会福祉法人や企業による地域貢献活動がさらに広がるよう支援していく必要があります。

地域活動に対して関心を持っていても、きっかけ等がなく活動を始めていない人たちに対し、実際の活動へと促す工夫が不可欠です。組織に属さない高齢者や若年層にも積極的に働きかけていく必要があります。

地域活動に関心を持つ区民と活動団体などの橋渡しは、社会福祉協議会の「ボランティア・区民活動センター」等が取り組んでいますが、講習会等の参加者を実践に結びつけるためのネットワークづくりなど、取組をさらに充実させていく必要があります。

また、支え合い活動の推進においては、地域活動の拠点づくりや、地域の支え合い活動の中核を担う人材の確保と育成が必要です。地域住民が、地域の生活課題を把握し、解決に向けて活動を起こせるよう環境を整えていく必要があります。

施策の体系	2	地域の支え合いの推進	
	2) 地域	合いの仕組みづくり 福祉の担い手の育成・支援 の充実に向けた環境づくり	

# 施策

# (1) 支え合いの仕組みづくり

平成 27 年、介護保険制度の改正により創設された介護予防・日常生活支援総合事業と 生活支援体制整備事業は、地域住民やボランティア等、多様な担い手による多様な生活支 援サービスの創出を目指しています。

区内5地区に配置した生活支援コーディネーター\*は、引き続き具体的なサービスの創出に向けて地域資源の把握と関係づくりを行います。また、地域の活動団体等の情報共有、連携の場である協議体(日常生活圏域単位の第2層協議体)では、地域課題を共有し、生活支援サービスの創出を進めます。

また、見守りネットワークの充実を目指して、見守りサポーターを養成していくほか、 町会・自治会や住区住民会議、民生委員・児童委員\*等との連携を強化していきます。

# <計画事業>

①生活支援体制整備事業の推進【重点】(介護保険課)

地域の活動団体等の情報共有・連携の場として日常生活圏域単位で設置された第2層協議体において、地区ごとに多様な支え合い活動団体のネットワークを構築し、区全域を対象とした第1層協議体の発足につなげ、生活支援サービスの創出を行っていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
全地区に第2層協議体を設置	・生活支援コーディネーター*による協議体の活動の支援 ・第2層協議体による地域課題の共有及び生活支援サービスの創出	・継続 ・第 1 層協議体による全 区課題の情報共有
	<ul><li>又援り一と人の制品</li><li>区全域を対象とした第</li><li>1 層協議体の設置</li></ul>	

### ②地域における見守り活動の推進【重点・数値】(福祉総合課)

見守りネットワーク(見守りめぐねっと)における関係機関との連携強化を図るとともに、ボランティアによる高齢者見守り訪問事業、見守りサポーター養成の3つの見守り事業を実施し、地域における高齢者等の見守りを推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>見守りネットワーク(見守りめ)</li></ul>	・見守りサポーター養成	継続
ぐねっと)の推進	講座の受講者を各年度	
・高齢者見守り訪問事業の実施	70人	
• 見守りサポーター養成(新型コ	・高齢者見守り訓練事業	
ロナウイルス感染症の影響によ	の検討・実施	
り実施回数の減)		

# (2)地域福祉の担い手の育成・支援

中高年層に向けて、地域活動のきっかけとなる機会の提供等を行う地域デビュー事業の 充実を図ります。また、今まで培った知識や経験を生かして、介護や支援を必要とする方 の生活支援等の担い手として活躍することにより、健康増進や介護予防、生きがいづくり につなげることができる「めぐろシニアいきいきポイント事業」について、さらに活動の 場が広がるよう取り組んでいきます。

### <計画事業>

### ①めぐろシニアいきいきポイント事業の推進【重点】(高齢福祉課)

区内在住の高齢者が「いきいきサポーター」として登録し、介護支援など社会貢献活動を行うことにより、区内共通商品券と交換できるポイントを取得する事業で、自身の生きがいづくり、健康増進及び介護予防を図るとともに、高齢者の社会参加の促進を目的として実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・活動場所:13か所	・活動場所の充実、活動	継続
•活動内容:4事業	内容拡充の検討	
<ul><li>いきいきサポーター養成</li></ul>	• 継続	

## ②地域デビューの支援【継続】(高齢福祉課)

団塊世代を中心とした中高年の人の地域活動のきっかけとなる機会の提供とともに、地域の中で役割を持っていきいきと生活できるよう活動を支援します。また、高齢者の豊かな知識・技術・経験を活かし、自主的かつ継続的に活動できるよう人材を発掘・育成します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
地域デビュー講座(新型コロナウ	• 継続	継続
イルス感染症の影響で中止)	•高齢者によるボランテ	
	ィア団体の立ち上げ	
	支援	

# (3)活動の充実に向けた環境づくり

他人が抱える生活上の課題は、いつか私にも起こるかもしれない「我が事」であると言えます。地域を身近に感じることで、地域のつながりが生まれ、外からは把握できない問題を早期に発見する糸口が見つかります。地域住民が地域の生活課題を洗い出して共有し、解決に向けて共に考え、活動していくことができるよう環境を整備していきます。

地域活動の拠点づくりや地域の支え合い活動の中核を担う人材の確保と育成を担う社会福祉協議会の「めぐろボランティア・区民活動センター」の運営を支援します。

### <計画事業>

①民生委員・児童委員の地域福祉活動の推進【継続】(健康福祉計画課)

地域で生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行っている民生委員・児童委員\*の福祉活動を支援し、地域づくりを推進していきます。 さらに、民生委員・児童委員が組織する民生児童委員協議会などを定期的に開催し、行政等関係機関との連携強化を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
•民生委員・児童委員による相談・	継続	継続	
助言・調査活動への支援			
• 協議会の定期開催			
・行政等関係機関との協議			

# ②団体・NPO 等の地域活動の推進【継続】(健康福祉計画課・関係各課)

地域住民が、お互いにつながり、地域の福祉を充実させるために、地域のネットワーク化を図るとともに、地域住民が主体となった新たな支え合いの仕組みづくりを社会福祉協議会と連携しながら推進していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・地域福祉活動の普及	継続	継続
・住民主体のミニデイサービス、		
ふれあいサロン等の活動の推進		

### ③めぐろボランティア・区民活動センターへの支援【継続】(健康福祉計画課)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、区民の支え合いが必要です。様々な地域活動やボランティア、NPO等の活動の充実に向けて、社会福祉協議会の「めぐろボランティア・区民活動センター」の運営を支援します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
ボランティア・区民活動に関する	継続	継続	
相談・活動紹介、講座・研修会の			
開催、学校や地域での福祉体験講			
座の実施、活動支援			

# 3 福祉教育の推進

# 現 状

福祉教育\*は、憲法第 13 条 (幸福追求権)、第 25 条 (生存権の保障) に規定された基本的人権を前提としています。

SDGs\*(持続可能な開発目標)は、2015年の国連サミットで採択され、世界中の国が協力し、2030年までに達成すべき国際的な目標です。前文で「誰一人取り残さないことを誓う」とうたっており、SDGs の核には人権があります。日本でも地方自治体や企業、非営利団体、教育機関など様々な組織が SDGs 達成に向けて取組を行っています。

平成 28 年に発生した相模原市の障害者支援施設における事件を受け、共生社会の実現と そのための国民の理解促進の重要性があらためて認識されています。また、平成 30 年 10 月、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の施行により、障害者差 別解消法では努力義務とされている民間事業者による合理的配慮\*の提供が都内では義務化 されました。

区では、民生委員・児童委員\*の活動をはじめ、地域における見守り活動、生活支援体制整備事業の協議体、認知症サポーター\*活動等、多くの地域福祉活動を通して相互理解が深められています。旧第六中学校跡地や第四中学校跡地等では、高齢者、障害者、子どものための福祉施設整備が合築や隣接という形で進みました。地域住民とともに、高齢者や障害者が主体的に活躍できる交流の場づくりを通して、心のバリアフリー\*が進んでいます。

区内の小中学校においては、高齢者施設・障害者施設でのふれあい活動、車いす体験、アイマスク体験のほか、福祉目的の募金活動等が実施されています。また、幼い頃からのインクルーシブ教育が重要なことから、小学生を対象とした啓発冊子を作成し、福祉体験学習ガイドブックとして活用しています。

地域においては、多様な人々が交流し、相互理解を深めるための取組が進んできましたが、 新型コロナウイルス感染拡大においては、各種行事や福祉施設のまつり等が中止となったほか、感染者等に対する誤解や偏見、差別の事例などが生じました。

### 課題

福祉教育\*は、福祉を取り巻く課題を学習し、また、その学習を通して制度や活動への関心、理解を深め、誰もが共に生きていく力や課題を解決する実践力等を身に付けるために行われる活動です。地域における社会的排除・社会的孤立を解消し、地域福祉を推進していくためには、この福祉教育が不可欠です。

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮\*の提供等について定めた障害者 差別解消法の施行等により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個 性を尊重し合うことのできる共生社会の実現に向けた取組は、徐々に進んできました。引き 続き共生社会の理念を広めていく必要があります。

また、障害の有無だけでなく、年齢や性別、文化や言語等、様々な違いを認め合い支え合うという意識を、幼い頃から家庭や地域における普段の暮らしの中で育んでいく必要があります。福祉教育の実践では、障害や高齢の疑似体験を行うだけなく、当事者が地域で暮らす様子を伝え、生活のしづらさを軽減していく方法を一緒に考えるという視点が大切です。区は、社会福祉協議会による福祉教育の取組を積極的に支援していくことが必要です。

施策の体系	3	福祉教育の推進
`	. ,	福祉に関する学び合いの推進
		)バリアフリーの推進 ·シャルインクルージョン(社会的包摂)の普及・啓発

# 施策

# (1)地域福祉に関する学び合いの推進

日ごろから学校や地域において、障害者や高齢者等を「支えられる側」として一方的に認識するのではなく、同じ地域の住民として理解し合い、「ともに生きる」という意識を育んでいくことができるよう取組を進めます。

小学生や中学生のころから、高齢者や障害者など地域の様々な人と出会い、日常的な暮ら しぶりを学ぶことは、地域の福祉課題に気づき、支援の姿勢や技術を身に付けることにつな がります。

### <計画事業>

①小中学校での福祉教育の推進【継続】(教育指導課)

様々な体験を通して、福祉についての理解を深め、社会の一員としての実感や自主的に行動する態度を養うとともに、思いやりや共に生きる心を育てるために、学校の教育活動において福祉教育\*の充実を図ります。また、障害がある児童・生徒との交流教育を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>高齢者施設・障害者施設でのふれあい活動、車いす体験。アイマスク体験、福祉目的の募金活動などを全校で実施</li><li>特別支援学級設置校では、通常の学級との交流及び共同学習を実施</li><li>福祉体験学習ハンドブック配布・活用による福祉教育の充実</li></ul>	継続	継続

## ②学校・企業等での福祉学習の支援【新規】(健康福祉計画課)

目黒区社会福祉協議会が実施する、学校・企業等での福祉体験・ボランティア活動体験など、福祉学習の支援を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・福祉体験学習の実施 ・ボランティア活動体験の実施	継続	継続

# ③小中学校における認知症サポーターの養成【数値】(福祉総合課)

認知症について正しく理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する応援者である「認知症サポーター\*」の養成講座を小中学校においても開催し、認知症への理解を深めるための教育を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
小学生の認知症サポーター	• 小学校及び中学校の認	継続
3,294 人(令和 2 年 3 月末現在。区内	知症サポーター養成講	
全体では 12,410 人)	座の開催	
	• 小中学生の認知症サポ	
	ーター 年間 300 人	

### (2)心のバリアフリーの推進

誰もがお互いに理解し合い、地域にある課題をともに考え、行動していくことができるように、生涯学習の視点を持って福祉に関する学びの機会を充実させていきます。また、障害者や高齢者が主体的に活躍できる交流の機会などを通して、心のバリアフリー\*の推進をしていきます。

障害者差別の解消においては、「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、区の窓口等で適切に対応していくとともに、事業者に対して適切な情報提供や相談対応を行います。また、地域全体で差別を解消していくため、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談事例を通して把握した課題等について協議していきます。

# <計画事業>

①障害者差別解消に向けた取組【重点】(障害施策推進課)

地域全体で障害者差別の解消に向けた取組を進めるために、障害者差別解消支援地域協議 会を開催し、相談事例の情報共有や関係機関との連携、障害理解の周知啓発を行います。

また、職員研修を実施し、「障害者差別解消法対応ハンドブック」等を活用しながら、障害者の差別解消に向けて、適切に対応していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 職員研修実施	• 継続	継続
・障害者差別解消法の周知啓発のため、	・地域の団体等と連携し、	
冊子等の作成	様々な機会を活用し	
	た、障害者差別解消、	
	及び障害の理解に向け	
	た周知・啓発の実施	

## ②インクルーシブ教育システムの構築の推進【継続】(教育支援課)

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と 社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実さ せていきます。学校・幼稚園・こども園における支援体制や教室環境を整えるとともに、学 校・幼稚園・こども園、家庭、地域における心のバリアフリー\*を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3	3~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・学校・幼稚園・こども園における合理 的配慮*の提供を促進 ・都立特別支援学校と小・中学校との副	継続	継続
籍交流の充実 ・特別支援学級と通常の学級との交流及		
び共同学習の充実。特別支援教育に関する理解啓発の推進		

# ③地域における交流の促進【継続】(障害施策推進課)

地域における各種行事や施設のまつり等を通じて、障害の有無にかかわらず、障害のある 人とない人が相互に理解を深めるための交流を促進するとともに、障害者施設や関係団体相 互の理解を深めるための交流を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
地域における各種行事や施設のま	・3年度に第四中学校跡	継続
つり等を通じて、障害の有無にか	地に開設される高齢・	
かわらず障害のある人とない人が	障害複合施設等での交	
相互に理解を深めるための交流を	流の実施	
実施(新型コロナウイルス感染症	• 継続	
の影響により一部中止)		

# ④人権尊重を課題とした社会教育講座の実施【新規】(生涯学習課)

人権について様々な立場や視点から学ぶ講座を実施し、人権意識の向上を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
人権尊重を課題とした社会教育講 座を実施	6講座実施	6講座実施

⑤東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者への理解促進【重点】(オリンピック・パラリンピック推進課、スポーツ振興課)

令和3年度に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、また、大会終了後のレガシーとなるように障害者スポーツの啓発と、障害のある人とない人の相互理解を深めることにより、心のバリアフリー\*を推進していきます。

また、障害者スポーツを含め、スポーツを通じて優秀な成績を収めた区民や団体を表彰し、スポーツを奨励します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
総合庁舎西ロロビーに設置した東	令和3年度において、東	東京 2020 大会を契機
京 2020 大会までのカウントダ	京 2020 大会開催に合	に大会レガシーとして障
ウンモニターに障害者スポーツの	わせた啓発事業を実施	害者スポーツを通じた相
普及啓発映像を放映	し、大会終了後は大会レ	互理解の促進を継承する
	ガシーとして障害者スポ	
	ーツを通じた相互理解の	
	促進を継承する	
目黒区スポーツ表彰の実施	継続	継続

# (3) ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の普及・啓発

少子高齢化、単独世帯の増加といった家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、非正規雇用の増大など雇用形態の変化に伴い、格差の拡大と生活困窮者\*の増加、貧困の世代間連鎖、地域のコミュニティや職場、家族の絆の弱体化と社会的孤立など、様々な問題が顕在化しています。

問題を抱える人々は、経済的困窮、疾病・障害、借金、孤立、ひきこもり\*\*、児童虐待、DV、不安定住居、労働問題など、複雑かつ困難な生活課題を抱え、身近に相談できる人がいないなど、社会的な絆が希薄な状態にある人が少なくありません。住居を喪失して、ホームレスとなっていく場合も見られます。こうした社会から孤立していく人は、地域住民の理解が得られにくく、地域社会から排除の対象となる可能性が大きく生活に困窮する状況があります。

東日本大震災では、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが高まり、包摂的な施策展開が求められました。今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で、感染者やその家族、医療・介護従事者に対するいじめ、差別、偏見が社会的に大きな問題となっています。また、近年 SNS などを媒体とした誹謗・中傷による自殺や被害が急増しています。

SDGs\*が掲げる「誰ひとり取り残さない」の理念は、人々が社会において差別され、人間としての基本的な生活を営むための人権が侵害・剥奪されている状態である「社会的排除」をなくすことにつながります。包摂する社会は、災害や経済危機などの危機に対しても強靭で回復力があります。貧困などに対する区民の理解を促し、ソーシャルインクルージョン\*の理念の浸透を図り、年齢や障害の有無、文化などの違いによって社会から疎外されやすい、孤立しやすい人と地域のつながりを再構築していくことが重要です。

# ①ソーシャルインクルージョンの意識の普及・啓発【新規】(健康福祉部各課)

貧困やホームレス状態に陥った人、障害や生活上の困難を抱える人など、あらゆる人を排除することなく、地域社会の構成員として包み込み、共に生きていこうというソーシャルインクルージョン\*(社会的包摂)の理念・意識の普及啓発を図ります

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	イベント、講演会の開催	継続
	啓発パンフレット、チラ	
	シの作成等	

# ②受援力を高めるための啓発活動【新規】(健康福祉部各課)

社会的なつながりが弱くなっていても、適切なサービス等を受けながら社会的自立を目指す意識を高めて、課題を解決していくことができるよう援助を受け入れる力「受援力」を高めるための啓発活動に取り組みます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	受援力について理解を深めるための 啓発活動	継続

# 4 権利擁護の推進

# 現 状

成年後見制度\*は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人の権利を 守る成年後見人等を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度です。認知症やひとり暮ら し等高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっています。

また、権利擁護\*を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人の財産管理、意思決定支援や身上監護等の支援の充実が求められています。

区では、成年後見制度を推進していくため、社会福祉協議会の権利擁護センター「めぐろ」を「成年後見制度推進機関」としました。同センターでは、制度の利用に関する相談や後見人等候補者の紹介、後見人等へのサポート、市民後見人の養成等のほか、福祉サービスの利用援助や日常金銭管理サービスを行う日常生活自立支援事業を行っています。

国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29年3月、「成年後見利用促進基本計画」を策定し、区市町村においても利用促進計画を策定するよう求めています。区においても、利用促進計画策定の検討を進めていく必要があります。

高齢者虐待に関する区への相談・通報件数及び虐待判断件数は、大きな増減はありませんが、その内容は複雑化や深刻化する傾向にあります。

高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応・発生した虐待に当たっては、各地域包括支援センター\*、高齢福祉課及び福祉総合課が役割を分担しつつ、緊密に連携を図り対応しています。障害者虐待については、「目黒区障害者虐待防止センター」を設置し、24 時間、障害者虐待に関する相談・通報の受付、立ち入り調査、改善指導等を実施するとともに虐待防止に向けた啓発を行っています。

また、令和元年6月、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正により、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが規定されるなど、児童虐待防止対策の強化が図られました。

区では、虐待を未然に防ぐとともに、早期に発見するため、見守りネットワークの拡充や 関係職員への専門研修を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、外出す る機会が減少したことで、精神的ストレスの蓄積や介護負担の増大、経済的問題による不安 や悩みから虐待や家庭内暴力につながるおそれがあります。また、福祉施設等においても、 感染予防の対応による精神的な負担増により施設虐待につながることが懸念されています。

## 課題

認知症やひとり暮らし等高齢者の増加に伴い、本人の財産管理、意思決定支援や身上監護等の支援の充実が求められ、成年後見制度\*の必要性は、一層高まってきています。このため、目黒区社会福祉協議会の権利擁護センター「めぐろ」が、「成年後見制度推進機関」として行っている各種相談事業や日常生活自立支援事業をさらに充実させていく必要があります。後見業務については、地域における市民後見人を活用する取組をさらに進めていく必要があります。

また、ひとり暮らしの高齢者の方などがエンディング(終活)に関する不安を解消し、安心して生活を送ることができるように、啓発事業を行っていく必要があります。

虐待防止においては、複雑化や深刻化する虐待事例に対する関係職員のスキルアップ及び 関係機関との連携強化を推進する必要があります。また、施設従事者については、高齢者及 び障害者に対する虐待防止への理解をより一層深めていく必要があります。 ダブルケア、8050 問題\*など解決が困難な課題を抱えた家庭や、新型コロナウイルス感染症の影響により長期間にわたり施設に通所しなくなった高齢者及び障害のある方への訪問等による状況の把握など、虐待に至る前に予防できる支援体制を強化する必要があります。また、関係機関の連携を密にした対応が求められることから、横断的に情報共有を図り、支援体制を整備する必要があります。

児童虐待については、配偶者間等の家庭内暴力(DV)と密接に関わっているケースも見られます。児童虐待についても子ども分野だけの課題とするのではなく、福祉分野共通の課題として地域全体で取り組んでいく必要があります。

意思決定能力は、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力といわれています。「意思決定支援」は、特定の行為に関し、本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいいます。成年後見制度発足以来、財産保全の観点が重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないとの課題が指摘されてきました。今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があります。

施策の体系	4	権利擁護の推進
<del>                                     </del>	1 )成年	後見制度の利用の促進
	2) 虐待	防止に向けた取組の充実
	3)権利	擁護に関する支援事業等の普及・啓発
L(.	4)意思	決定支援の推進

# 施策

### (1) 成年後見制度の利用の促進

権利擁護センター「めぐろ」が、「成年後見制度推進機関」として実施している各種相談事業や日常生活自立支援事業を充実させていくとともに、成年後見制度\*の利用促進のため、後見報酬の助成、普及啓発をさらに進めていきます。後見業務については、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、地域における市民後見人を活用するために、市民後見人を増やしていくための取組をさらに進めていきます。

### <計画事業>

①成年後見制度の利用支援【継続】(健康福祉計画課)

権利擁護センター「めぐろ」に成年後見制度推進機関を設置し、成年後見制度\*の利用支援を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>・申立費用、後見報酬等の助成</li><li>・親族後見人等への支援</li></ul>	継続	継続
・めぐろ成年後見ネットワークとの連携		

### ②市民後見人の養成と法人後見等の拡充【継続】(健康福祉計画課)

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でないかたの権利や財産を守る成年後見制度\*の利用者が増えています。親族や専門家に後見人等を依頼することが困難な方に、社会福祉協議会など法人が後見人を受任し、市民後見人とともに被後見人等の財産管理と身上監護などの後見業務を行っていきます。また、親族でも専門職でもない身近な住民の立場から後見活動を行う市民後見人を社会福祉協議会において養成し、活動の支援を行っていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・法人後見の拡充	• 継続	継続
・市民後見人の養成		

# ③成年後見制度利用促進基本計画の策定【新規】(健康福祉計画課)

全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況があり、平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。国は、平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度利用促進に向けての方向性を示すとともに、市町村において国の計画を勘案した計画の策定に努めるものとしています。区においても、成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて取り組みます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	目黒区成年後見制度利用	策定
	促進基本計画策定に向け	
	た調査・研究	

## (2) 虐待防止に向けた取組の充実

「見守りめぐねっと」の拡充や地域における見守りの中で虐待の予防と早期発見に努めるとともに、福祉施設や介護事業者へ虐待の防止に向けた啓発等を行っていきます。

また、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応・安全確保や家族の負担軽減などの養護者支援を充実させるとともに、対応マニュアルに基づき支援を推進していきます。

#### く計画事業>

①高齢者虐待防止対策の推進【継続】(高齢福祉課・福祉総合課)

高齢者の尊厳ある生活を守るために、高齢者虐待対応マニュアル等に基づき、高齢者虐待の早期発見と高齢者、養護者及び養介護施設従事者等に対する的確な支援を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 普及啓発	継続	継続
• 関係者地区研修会		
• 対応力向上職員研修		
• 関係機関との連携強化		

# ②障害者虐待防止対策の推進【継続】(障害者支援課)

障害者虐待に関する要綱・マニュアル等に基づき、障害者虐待の早期発見と障害者及び養護者に対する的確な支援を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・障害者虐待防止センターにおける	継続	継続
24 時間 365 日の虐待通報や相談		
の受付、立ち入り調査・改善指導・		
障害者保護等の実施		
・福祉施設職員や障害者団体、広く区		
民に対し、虐待防止に向けた意識啓		
発の推進		

# ③児童虐待防止対策の推進【継続】(子ども家庭支援センター)

児童虐待の相談・通報窓口である子ども家庭支援センターにおいて、要保護児童・要支援 家庭の把握と虐待の予防を進めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>・相談、虐待通報受付</li><li>・関係機関との連携・協力</li></ul>	継続	継続

# (3) 権利擁護に関する支援事業等の普及・啓発

高齢者、障害者、子どもなど全ての人の人権や生命、財産を守るため、権利擁護センター「めぐろ」の権利擁護\*事業をはじめ権利擁護の制度や相談窓口等を広く周知するとともに、関係機関と連携し情報発信していきます。

## <計画事業>

①権利擁護に関わる制度の利用促進【継続】(健康福祉計画課・関係各課)

高齢者や障害者、子どもなど全ての人の人権や生命、財産を守るため、権利擁護センターの相談窓口、各虐待通報窓口等を周知するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し、利用を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・各相談窓口における権利擁護*に関	継続	継続
わる制度の周知		
• 日常生活自立支援事業の推進		

### ②保健福祉サービス苦情調整委員制度の推進【継続】(健康福祉計画課)

保健福祉サービスに関する苦情等を中立な立場で、保健福祉サービス利用者の権利と利益の保護を図るとともに、保健福祉サービス利用者からの苦情等を受け、事業者、関係機関等に対する調査を実施し、勧告等を行うことにより、提供される保健福祉サービスの質を高めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・苦情の申立てを受け、調査を実施	継続	継続
・区や事業者等に対して是正勧告及び		
意見表明を実施		

### ③子どもの権利擁護委員制度【継続】(子育て支援課)

「目黒区子ども条例」に基づき、子どもの権利擁護委員を設置しています。子ども本人や その関係者から相談を受け、救済の申立てや子どもの権利侵害について解決を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 電話相談件数 158 件	継続	継続
・子どもの権利擁護委員との面談件数		
23 件(令和元年度実績)		

### ④悪質商法等の被害の防止【継続】(産業経済・消費生活課)

高齢者や障害者等の財産を守り、安心して暮らし続けられるよう、契約のトラブル、悪質商法、商品の品質やサービスの苦情など消費生活全般についての相談を受けます。また、消費生活相談員による出張講座を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・消費者相談(月曜から金曜、午前9	継続	継続
時半~午後4時半)		
・出張講座の実施(申込制、随時実施)		

## ⑤身寄りのない人等への支援事業 【新規】 (健康福祉部各課)

身寄りのないの高齢者等の方を対象とした、いわゆる身元保証、身元引き受け等や日常生活の支援、死後事務委任等を担う民間サービスの需要が高まっています。

区では、ひとり暮らしの高齢者の方などがエンディング(終活)に関する不安を解消し、 安心して生活が送れるように、エンディングサポート、終活支援の講演会等を行っています。 成年後見制度の利用とあわせて、身寄りのない人等への支援に係る制度の構築について、目 黒区社会福祉協議会や区の住宅部門等とともに検討を進めて、実施していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
エンディングサポートの調査研	•身元保証、身元引き受け等、	継続
究•試行	日常生活の支援、死後事務	
	委任等の調査・研究・実施	
	<ul><li>エンディングサポート事業</li></ul>	

### (4) 意思決定支援の推進

国の成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることを目標としています。意思決定支援の在り方について、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、令和2年10月に国の意思決定支援ワーキンググループは、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を作成しました。後見人等を含め、本人に関わる支援者が常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人主義を実現するために、意思決定支援の共通理解を図り、質の高い支援を目指します。

重度の障害や認知症などにより自ら意思決定を行うことが困難な状況や、高齢等により介護が必要な状況になっても、適切な支援を受け、社会とつながりを持ち、支え合いながら生活していくことによって、誰もが自立した生活を営むことができます。

国が策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や 「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」に示された意思決定 支援の基本的な考え方や方法等に沿って、福祉サービス等の適切な利用を推進します。

また、国が平成30年3月に改訂した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、どのような医療や介護を受けて最期を迎えたいか等を検討するプロセス「人生会議\*(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の普及啓発を図ります。

# <計画事業>

①意思決定支援の質の向上【新規】(健康福祉計画課・関係各課)

福祉サービスの提供等において、利用者の意思決定の重要性を十分認識した上で、必要な対応をとることができるよう意思決定支援の基本的な考え方や方法等を関係機関で共有し、質の高い支援を行っていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
利用者の意思を尊重した福祉サー	意思決定支援の質の向上	継続
ビス等の提供	のための研修等の実施	

## ②意思決定支援に関する普及・啓発【新規】(健康福祉計画課・福祉総合課)

介護や医療的ケア\*等が必要となり、意思決定を行うことが困難な状況になっても、自らの意思が尊重され、成年後見制度\*や福祉サービス等を適切に利用することができるよう意思決定支援の考え方等について普及・啓発を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	人生会議 <sup>※</sup> (ACP:アド	継続
	バンス・ケア・プランニ	
	ング)等、意思決定支援	
	に関する区民向け講演会	
	等の開催	

# 5 認知症施策の推進

# 現 状

国は、認知症の将来推計として、令和7年(2025年)には、65歳以上の高齢者人口の約20%となる約700万人を見込んでいます。同年の目黒区では、都が実施した認知症高齢者調査の結果から、何らかの認知症状がある高齢者は、高齢者人口の17.2%と見込んでおり、約9,600人になると予測しています。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれることから、国は、平成 27 年に策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に続き、令和元年6月に認知症施策推進大綱を閣議決定しました。大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を総合的に推進することです。

区では、認知症の正しい理解と適時・適切な対応が可能な地域づくりを目指し、知識の普及啓発イベントや認知症サポーター\*の養成、「認知症安心ガイドブック」(認知症ケアパス\*)の発行等を行っています。認知症サポーターは、認知症ステップアップ講座を通して知識を深め、地域のボランティアとして、コミュニティカフェの運営を支えています。

また、若年性認知症当事者の声を直接聴く機会としての講演会を開催するほか、当事者や家族の交流の場として若年性認知症家族会を開催しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症の正しい理解と適時・適切な対応が可能 な地域づくりを目指した、知識の普及啓発イベントや認知症サポーター養成講座等の開催が 困難となる状況が生じました。

## 課題

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、できる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する応援者として位置付けられている認知症サポーター\*を養成し、認知症の人やその家族が孤立しないための関係づくりや専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等、実際の活動につなげられるようコーディネートしていくことが求められています。

また、認知機能が低下した人や認知症の人は、意思決定能力が不十分な可能性があります。 平成30年6月、国が策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を踏まえ、日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活が送れるような支援が必要です。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を自分たちの問題として取り組み、認知症になっても活躍できる社会、その人が生きたい生き方ができる社会の実現に向けて、施策を推進していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出機会や人との交流が減る状況下で、閉じこもりや身体・認知機能などの健康への影響が懸念されており、感染拡大防止に配慮しつつ取組を推進して行く必要があります。

施策の体系	5	認知症施策の推進
-------	---	----------

(1)認知症の人にやさしいまちづくりの推進

―(2)認知症予防と容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

# 施策

# (1) 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域の良い環境で自分らしく 暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深めることが必要です。認知症に関する正 しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーター\*の養成を 引き続き推進するとともに、「認知症安心ガイドブック」(認知症ケアパス\*)の普及に努め、 認知症に関する理解を促進していきます。

また、認知症コーディネーターを配置した地域包括支援センター\*等が認知症に関する相談窓口であること周知し、認知症の人や家族への相談に対応するほか、各相談支援機関と連携して地域における支援体制づくりを推進していきます。

若年性認知症は、高齢期とは異なる特有の課題を抱えることから、普及啓発や関係機関と連携した取組を行います。

認知症の人の意見を重視した施策や、介護者の介護負担の軽減、安心につながる施策を推進し、認知症の人や家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、支え合う体制をつくります。

### <計画事業>

①認知症への理解を深めるための普及・啓発【数値】(福祉総合課)

地域包括支援センター\*による出前型の講座等を活用し、認知症の人と関わる機会が多い小売業や金融機関等の従業員、小中学生等広く対象として、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター\*」の養成を進めます。

また、認知症の進行に応じた医療やサービス等の情報をまとめた「認知症安心ガイドブック」(認知症ケアパス<sup>\*</sup>)の普及・啓発を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 区の認知症サポーター数	• 認知症サポーター養成講座	継続
12,410 人 (令和 2 年 3 月末	の開催	
現在)	・認知症サポーターの養成	
•「認知症安心ガイドブック」の普	年間 800 人	
及啓発	•「認知症安心ガイドブック」	
	改訂、概要版発行	

# ②認知症 SOS ネットワーク等の構築【新規・重点】(福祉総合課)

認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進していくため、認知症当事者による本人発信の機会をつくります。ステップアップ講座を受講した認知症サポーター\*等による支援チーム(チームオレンジ)を整備し、認知症の人やその家族のニーズを具体的な支援につなげていく活動に取り組みます。また、認知症の人と家族を地域で支えるためのネットワークを構築します。

事業の現況	計画年度:令和3	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul> <li>・若年性認知症講演会(当事者の発信の機会)の開催</li> <li>・本人ミーティングの開催準備</li> <li>・認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施</li> <li>・東京都行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムの参加</li> </ul>	<ul> <li>・本人ミーティングの開催</li> <li>・認知症サポーターを活用したチームオレンジの整備</li> <li>・認知症SOSネットワークの構築</li> <li>・認知症損害賠償責任保険の加入支援</li> <li>・高齢者見守り訓練事業の検討・実施</li> </ul>	継続

# ③若年性認知症に関する支援【継続】(福祉総合課)

若年性認知症の人は、就労や子育て、家計のことなど高齢期とは異なる生活課題を抱えています。専門の社会資源も少ないことから、若年性認知症の正しい理解や相談窓口の周知を進め、早期診断や対応につなげるとともに、当事者同士や家族が語り合える機会として若年性認知症家族会を開催し、支援を進めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>・若年性認知症講演会等の開催 (年1回)</li></ul>	• 若年性認知症当事者からの 発信の機会を含む講演会等	継続
<ul><li>若年性認知症家族会の開催(年 6回)</li></ul>	の開催 ・若年性認知症当事者や家族の交流の場となる家族会の開催 ・若年性認知症支援連絡会の	
	開催	

# (2) 認知症予防と容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

認知症に関して、本人や家族が小さな異常を感じた時に、速やかに適切な機関に相談できるようにするとともに、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防、機能維持、行動・心理症状対応など、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に対応できる仕組みづくりを推進していきます。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病\*予防、社会参加による社会的孤立解消や役割の保持等が、認知症予防に役立つ可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等での介護予防事業等を推進していきます。

また、認知症初期集中支援事業を引き続き推進し、適切な医療、介護サービス等に速やかにつなぐ仕組みの強化や認知症検診を実施して、認知機能の低下のある人の早期発見、早期対応のための支援体制の整備を行います。

### <計画事業>

①認知症の早期発見と予防の取組【新規・重点】(福祉総合課)

認知症の疑いを簡単に確認できるチェックリスト等の普及を図るとともに、認知症の早期診断に向けて認知機能検査を推進します。認知症の疑いがないと判断された場合は、通いの場における活動や介護予防へつなぎます。また、軽度認知障害(MCI)等の早期発見・早期対応や治療、必要なサービスの導入等を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7	年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・認知症検診事業の検討	・ 令和3年度 認知症検診事業の検	継続
・介護予防・フレイル*予防	喜寸	
事業	• 4年度 事業開始	
	・介護予防・フレイル予防事業	

### ②適時・適切な医療、介護等の提供【数値】(福祉総合課)

認知症の人やその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため、認知症初期集中支援事業を実施します。また、BPSD(行動・心理症状)を「見える化」するシステムを活用し、認知症ケア向上の取組を推進する人材を育成し、ケアに関わる専門職等の情報共有や一貫したケアの提供をサポートしていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7	年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
•認知症初期集中支援事業の	• 認知症初期集中支援事業	• 継続
実施	利用したケースが医療または介護	•区内の介護事業所
•BPSDケアプログラム研	サービスに繋がる割合 80%以上	全てに BPSD ケ
修の開催	•BPSD ケアプログラム研修の開催、	アプログラム導
	導入する介護事業所数の増	入

③地域密着型サービスの整備促進【重点・数値】(高齢福祉課・介護保険課) 認知症などの高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように地域密着型サービス\*の 整備を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・認知症高齢者グループホーム*	• 認知症高齢者グループホーム	整備(第9期介護保
14 か所 30 ユニット	6 ユニット整備	険事業計画で定め
• 小規模多機能型居宅介護*	• 小規模多機能型居宅介護	る)
6か所	2か所整備	
• 看護小規模多機能型居宅介護	• 看護小規模多機能型居宅介護	
1 か所	1 か所開設(第四中学校跡地)	
・認知症対応型通所介護4か所	• 認知症対応型通所介護	
	1か所開設(第四中学校跡	
	地)、2か所整備	

# 現 状

平成31年3月、国は40~64歳を対象として初めての「生活状況に関する調査」を行い、 ひきこもり状態にある人が全国に推計61万人おり、ひきこもり\*状態となって7年以上の人 の割合が半数を占めるとの結果を公表しました。

令和元年 12 月、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」に、ひきこもり支援策が 位置付けられました。国の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に 関する検討会(地域共生社会推進検討会)」においても、市区町村がひきこもりや介護、生活 困窮などさまざまな問題に一括して対応する「断らない相談支援」の整備が求められました。

都は、ひきこもり支援の担当部署を青少年の担当部署から福祉の担当部署へ移管したことに伴い、「東京都ひきこもりサポートネット事業」における年齢制限を撤廃し、中高年のひきこもり支援対策を強化しています。

区では、平成31年4月、相談支援の中核組織となる福祉総合課に「福祉の総合相談窓口」 (愛称:福祉のコンシェルジュ)を開設し、ひきこもり支援の担当部署としました。高齢者、 障害者、子ども、生活困窮など分野を超えた課題に的確に対応していくために、相談者に寄 り添い、関係機関と連携しながら支援を行っています。

# 課題

ひきこもり\*状態にある人は、自ら支援を求めることが難しい傾向にあります。相談機関につながらないまま長期化してしまうことも少なくありません。ひきこもりについてどこに相談したらよいか分からないという人もいます。「福祉の総合相談窓口」(愛称:福祉のコンシェルジュ)が、ひきこもり支援の担当部署であることを広く周知していく必要があります。

ひきこもりの課題は様々な要因が絡み合っていることが多く見られます。相談窓口では、 背景となる事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、「断らない相談支援」の充実に取り組ん でいくことが必要です。関係機関と連携を図りながら、積極的なアウトリーチ\*を行い、重層 的に支援していく体制づくりが求められています。

また、誰もが孤立することのない地域づくりのため、ひきこもりについての正しい理解を 深めるための取組や、安心して過ごすことのできる居場所、活躍できる場づくりが必要です。

超高齢社会の到来に伴い、若い頃には職場や家族などの社会関係の中で生活していた人でも、高齢になるにつれて多くの社会関係を失い、孤独の中で生活せざるを得ない人も増えてくることが推測されます。長年勤めた会社などを退職し、配偶者等の家族との死別などにより、その人を支えてきた様々な社会とのつながりを次第に失っていく方々が少なくありません。特に単身となった高齢者には、家族とは別の地域社会等社会とのつながりが、安定した生活を送る上で必要です。

また、認知症の進行により、支援を拒否したり、近隣トラブルを抱え、社会とのつながりが維持できなくなる人、ひとり親世帯、虐待等により十分な養育を受けられなかった人、ニートや引きこもり等社会関係が希薄な人等、様々な問題を抱える人がいます。

こうした人たちの中には社会関係を築き、維持・発展させていく力が十分でない人も少なくなく、何らかの支援がなければ孤立した生活を送らざるを得ない可能性が高いと考えられます。社会的孤立を防ぎ、社会とのつながりを結び直す機会をつくっていくことが重要です。

施策の体系 6	ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止
---------	--------------------

(1)ひきこもり状態にある人への支援の推進

―(2) 社会的なつながりが弱い人への支援

# 施策

# (1) ひきこもり状態にある人への支援の推進

ひきこもり\*の長期化や社会的孤立を防止するために、ひきこもり状態にある人やその家族に必要な支援が届く体制づくりを進めていきます。相談窓口を広く周知し、相談を確実に受け止め、本人・家族に寄り添いながら「断らない相談支援」の充実に取り組んでいきます。積極的なアウトリーチ\*を行い、さまざまな関係機関と連携を図りながら、重層的に支援していく体制づくりを進めます。

ひきこもりは誰にでも起こりうることです。ひきこもり状態にある人が、再び社会とつながっていくためには、周囲の理解とサポートが必要です。

地域住民がひきこもりへの理解を深めることができるよう啓発を行い、地域の気づきや見守りにつなげていきます。また、ひきこもり状態にある人が、早い段階で相談機関につながるよう地域のネットワークづくりを進めるともに、誰もが地域で孤立することなく、安心して過ごせる居場所や活躍できる場づくりを支援していきます。

### <計画事業>

①ひきこもりの相談支援の充実【新規・重点】(福祉総合課)

地域のさまざまな活動の機会を活用して、ひきこもり\*の相談窓口を広く周知します。少しでも早い段階で支援者とつながり、継続した支援ができるよう関係機関と連携を図りながら、 重層的に支援していく体制づくりを進めます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・福祉の総合相談窓口(福祉のコ	• 継続	継続
ンシェルジュ)の充実	・ひきこもり相談窓口の周知	
・ひきこもり相談会の実施(平日	拡大	
及び日曜開催)	・ひきこもり家族会の検討	

②ひきこもりへの理解を深めるための啓発と孤立を防ぐ地域づくり【新規・重点】(福祉総合課)

ひきこもり\*の支援には地域住民の正しい理解が必要です。ひきこもりへの正しい理解の促進と適切なサポートが行えるよう、ひきこもり講演会を行います。また、講演会を通して支援者とつながるような体制づくりを進めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7	'年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	・ひきこもり講演会の開催	継続
	<ul><li>パンフレットの配布等によるひき</li></ul>	
	こもりに関する情報の発信	

# (2) 社会的なつながりが弱い人への支援

家族や職場、地域における人間関係が希薄で、社会的に孤立し、支援が必要な状態であっても、自ら支援を求めることが困難な人がいます。このように社会的なつながりが弱い人が抱える課題は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、より潜在化、深刻化しています。一見すると自立した生活を送っているように見えても、他者との関わりが希薄で社会的に孤立している人は、孤独死等の様々なリスクや問題を抱えていることが少なくありません。社会とのつながりを失っている人に、単に相談にのるだけでなく具体的な支援につなげていくことを通じて、必要となる社会との「つながり」を再構築する必要があります。

誰もが地域で安心して暮らし続けていくために、分野横断的な相談支援や地域の支え合いの推進などと合わせて、訪問型(アウトリーチ\*型)の相談支援の充実や、コミュニティ・ソーシャルワーカー\*の配置等により、潜在化しがちな支援ニーズを把握し、地域社会と再びつながるための支援に取り組みます。

また、課題が複雑化、深刻化する前に、できるだけ早い段階で支援を受けることができるよう、援助を受け入れる力(受援力)について広く普及啓発を図ります。

### <計画事業>

①コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくりの推進【新規・重点】(健康福祉計画課)

社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカー\*を配置し、積極的に本人のもとに出向き(アウトリーチ\*)、情報を提供しながら必要な相談支援を提供し、個別の生活に寄り添った伴走型の支援を行います。地域の様々な困りごとに対して、関係機関・団体や行政と連携して総合的な相談支援(個別支援)を行い、地域活動への支援や新たなサービスを開発するほか、生活支援コーディネーター\*とともに公的制度との関係を調整するなどの役割を担います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	・地区ごとに順次配置	活動の充実
	• 社会福祉協議会と連携したコ	
	ミュニティソーシャルワー	
	クの推進	

# ②受援力を高めるための啓発活動【新規】(健康福祉部各課)

再掲

社会的なつながりが弱くなっていても、自己責任の問題と過度にとらえることなく、適切なサービス等を受けながら社会的自立を目指す意識を高めて、課題を解決していくことができるよう援助を受け入れる力「受援力」を高めるための啓発活動に取り組みます。

事業の現況	計画年度:令和3~7	7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	受援力について理解を深めるための	継続
	啓発活動	

# ③民生委員・児童委員の地域福祉活動の推進【継続】(健康福祉計画課)

地域で生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行っている民生委員・児童委員\*の福祉活動を支援し、地域づくりを推進していきます。さらに、民生委員・児童委員が組織する民生児童委員協議会などを定期的に開催し、行政等関係機関との連携強化を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・民生委員・児童委員による相談・ 助言・調査活動への支援	継続	継続
<ul><li>協議会の定期開催</li></ul>		
・行政等関係機関との協議		

# ④地域における見守り活動の推進【重点・数値】(福祉総合課)

再掲

見守りネットワーク(見守りめぐねっと)における関係機関との連携強化を図るとともに、ボランティアによる高齢者見守り訪問事業、見守りサポーター養成の3つの見守り事業を実施し、地域における高齢者等の見守りを推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
<ul><li>見守りネットワーク(見守りめ)</li></ul>	<ul><li>見守りサポーター養成</li></ul>	継続	
ぐねっと)の推進	講座の受講者を各年度		
• 高齢者見守り訪問事業の実施	70人		
• 見守りサポーター養成(新型コ	・高齢者見守り訓練事業		
ロナウイルス感染症の影響によ	の検討・実施		
り実施回数の減)			

# 7 生活困窮者に対するセーフティネットの充実

# 現 状

国は、生活保護受給者の増加に加え、生活に困窮するリスクの高い層の増加を背景として、 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活 保護に至らないよう、生活保護制度の見直しと生活困窮者\*対策の一体的実施に向け、平成 27年4月に生活困窮者自立支援法を制定しました。

平成30年6月、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者自立支援法が一部改正され、基本理念の明確化や生活困窮者の定義規定の見直し、関係部局との連携強化による自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務化等が図られました。併せて生活保護法も改正され、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、増加を続ける医療扶助の適正化とともに、被保護者の生活習慣病\*の予防等の取組の強化を目的とした「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月に施行され、全国すべての福祉事務所において医療データ等に基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を実施することとなりました。

区においては、平成31年4月に包括的な相談支援の中核を担う組織として福祉総合課が新設され、「福祉の総合相談窓口」(愛称:福祉のコンシェルジュ)として、分野を超えた多様な課題の解決に向けて、関係機関が密に連携を図りながら相談者に寄り添い、支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や廃業、住居を失うおそれが生じている方等、生活困窮に陥る方が大幅に増加しています。こうした方等を支援するため、住居確保給付金、応急福祉資金貸付、緊急小口資金貸付等の支援制度について、条件緩和等により支援内容を充実して対応していますが、申請者数の著しい増加や国民生活の新しい生活様式の定着等に伴い、相談支援体制を強化する等、より一層の寄り添い支援が必要となっています。

# 課題

生活困窮者\*の中には、自ら支援を求めることが難しい状況にある人がいます。区は、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度双方の基本理念・目的・趣旨等を踏まえ、福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)を包括的な相談支援の中核として、相談者が利用しやすく、一人ひとりの状況にきめ細かく対応する相談支援体制を充実させていくことが必要です。

多様な課題を抱えている生活困窮者には、それぞれの場面における自立意思や能力等に応じた支援が必要です。多様な就労支援機関との連携による就労支援や、債務整理や家計収支の見える化等により自ら家計をやり繰りできるようにする家計改善支援、生活の基礎となる健康の保持・増進を目的とした健康管理支援、貧困の連鎖を防止するための子どもの学習・生活支援等、生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮した包括的な支援の充実が必要です。

生活困窮者が抱える多様な課題に的確に対応するためには、生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮して包括的な支援策を用意するとともに、関係部署や関係機関との連携を進め、予防的観点に立った支援にも取り組みながら、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域のネットワークの構築・地域づくりが必要です。

# 施策の体系 7 生活困窮者に対するセーフティネットの充実

- -(1) 相談支援体制の充実
- (2) 自立支援の推進
- ――(3) 連携体制の充実
  - -(4) 生活困窮者支援の周知の充実

## 施策

# (1)相談支援体制の充実

改正された生活困窮者自立支援法では、自立支援の基本理念として、生活困窮者\*の尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援を図るとともに、地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備を図ることが明確化され、併せて「生活困窮者」の定義の見直しなどが行われました。

生活保護制度に基づく相談援助と生活困窮者自立支援制度に基づく生活困窮者支援の重層的な相談支援体制の充実が求められている中、制度双方の目的・趣旨を踏まえて、相談者が利用しやすく、かつ適切な制度運用ができる相談支援体制の更なる充実を図っていきます。生活困窮者が抱える課題に対して、関係者間で共有を図り、早期的・予防的観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくとともに、専門性の高い人材の確保・育成を踏まえた寄り添い・伴走型支援に対応できる体制整備を進めていきます。

また、ひきこもり\*状態にある方や長期離職者など、社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、 一人ひとりの状況にきめ細かく対応する包括的支援体制の強化を図っていきます。

### <計画事業>

①総合相談窓口体制の充実・強化【継続】(生活福祉課・福祉総合課)

生活困窮者\*の抱える多様な課題に的確に対応するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口と生活保護法に基づく相談窓口の連携を一層強化し、関係機関との情報共有・連携を深め、生活困窮者がより適切に自立できるよう相談支援体制を充実していきます。また、職員への専門研修及び人権の尊重を基本に据えた倫理観向上のための取組を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・生活困窮者に対する自立支援の	• 生活困窮者自立支援制度と生	継続
実施	活保護制度の相談窓口双方	
・要保護者に対する相談援助及び	の有機的な連携及び強化(支	
生活保護制度の運用の実施	援検討会議の実施)	
・生活困窮者自立支援制度と生活	• 地域に潜在化する困窮者の掘	
保護制度の相談窓口双方の連	り起こし(関係機関との情報	
携、関係部署及び関係機関との	共有及び積極的なアウトリ	
連携による相談援助の実施	ーチ*事業の展開)	
	・既相談者、要支援者に対する	
	後追い支援(アフターフォロ	
	ー事業の展開及び即応支援	
	の充実)	
	・専門性の確保に向けた職員研	
	修の実施	
	・人権の尊重を基本に据え、職	
	員倫理の高揚に一層努める	
	取組の実施	

# (2) 自立支援の推進

生活困窮者\*は経済的困窮だけではなく、住まいや就労、病気や障害、社会的孤立など抱える課題は多様であり、一人ひとりの課題に応じた自立支援への取組が求められます。特に多様な就労支援機関との連携による支援、生活習慣病\*の重症化予防等、健康管理への取組、家計の状況を「見える化」し、改善の意欲を引き出す家計改善支援、貧困の連鎖を防止するための生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を拡充し、合わせて保護者への養育支援等を着実に進める必要があります。

複合的な生活課題を抱えている生活困窮者への支援に当たっては、「制度の狭間」に陥らないよう広く受け止め、多様な関係機関と連絡調整を図りながら、包括的相談支援体制の充実を図る必要があります。生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮しながら一人ひとりの課題に応じた包括的な支援策を整備し、適切かつ効果的な支援の促進に取り組んでいきます。

### <計画事業>

①生活困窮者自立支援事業と生活保護法に基づく支援事業との重層的な連携・促進【重点】 (生活福祉課・福祉総合課)

生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業と生活保護法の自立支援プログラムに基づく 支援事業との一体的・効率的な事業の運営に努め、生活困窮者\*の自立意思や能力をはじめ 個々の課題に応じた伴走・寄り添い支援を進めていきます。

一、砂原屋に高って日本。当り流い入波と進めているのう。			
事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
・生活困窮者自立支援事業と生活	• 生活困窮者自立支援事業と	継続	
保護法に基づく支援事業との連	生活保護法に基づく支援事		
携及び重層的な相談支援の実施	業との有機的な連携・強化		
・多様な就労支援機関との連携に	• 関係機関との連携による就		
よる就労支援の実施	労支援事業の充実・強化		
・生活課題に応じた双方の支援事	・自立生活に向けた就労準備		
業による一体的・効率的な実施	支援・家計改善支援等の社		
	会参加支援の充実		

### ②健康管理支援の充実【新規】(生活福祉課)

健康上の課題を抱えている生活保護受給者に、早期受診の勧奨や生活習慣病\*の発症予防・ 重症化予防等を促進し、自立に向けた行動の変容につなげていけるよう、医療と生活の両面 から健康管理に対する支援に取り組んでいきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・被保護者健康管理支援事業の創	•健康管理支援体制の整備(専	継続
設に向けた試行事業の実施	門職を含めた体制の強化)	
・円滑な事業展開に向けた専門職	・地域特性を踏まえた健康課	
及び委託事業者との連携の構築	題の整理・分析	
	・健康管理支援事業の効果的	
	な展開及び継続的な実施	
	・特定保健指導等の支援の充	
	実、健康意識づくりの推進	

# ③次世代育成支援の充実【継続】(生活福祉課・福祉総合課)

生活困窮世帯の「貧困の連鎖」を防止し、子どもの未来をひらくために、学習支援対象者の拡充をはじめ居場所機能や訪問相談の充実、進学に向けた各種支援制度の利用促進のほか、 保護者への育成相談や中途退学の防止に向けた取組を進めます。

事業の現況	計画年度:令和3	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul> <li>・被保護世帯の子どもに対する就 学・進学支援及び保護者への育 成相談・自立支援の実施(次世 代育成支援員との連携による支 援)</li> <li>・学校、子ども家庭支援センター、 児童相談所等関係機関との連携</li> <li>・学習支援事業の実施(中学生・ 高校生)</li> </ul>	・継続 ・学習支援事業の充実(生活 困窮世帯の対象者及び実施 会場の拡充、訪問相談・中 途退学防止に向けた取組) ・大学進学等の社会参加支援 に向けた取組	継続

# ④ひとり親家庭の学習支援事業【新規】(子ども家庭支援センター)

児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当するひとり親世帯の子どもを対象に、大学生等のボランティアによる学習支援や、子どもの心に寄り添った生活支援を行います。

事業の現況	計画年度:令和3	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
•塾型(小学4年生~高校3年生)	ひとり親家庭学習支援事業	継続
33 名参加	年40回実施	
•派遣型(小学4年生~中学3年	• 塾型 小学 4~6 年生は母	
生)15 世帯 18 名参加	子生活支援施設、中高生は	
(令和元年度実績)	男女平等・共同参画センタ	
	ーで実施	
	・派遣型 受講者宅の自宅で	
	実施	

### ⑤ホームレス自立支援の推進【継続】(生活福祉課)

住まいを失った、または住まいを失うおそれのある生活困窮者\*\*に対する自立支援策として、都区共同で取り組む自立支援センターや生活保護法に基づく保護施設等の活用を図るとともに、区の支援事業として男性用及び女性用の緊急宿泊先の整備・確保に努めます。合わせて、地域との調整を図りながら早期就労による自立支援及び地域生活への移行を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・都区共同で取り組む自立支援セ	• 継続	継続
ンターや保護施設等の活用	・緊急一時宿泊事業の充実・	
・ベッド等の確保による路上生活	強化(単身用及び区内宿泊	
者等緊急一時宿泊事業の実施	先の確保による自立支援の	
	取組)	

# (3)連携体制の充実

潜在化している生活困窮者\*を早期把握・発見し、自立相談支援機関または生活保護相談窓口に適切につなげるよう、関係部署との連携を強化するとともに、地域資源や関係機関・住民等の参画が得られるような連携・体制づくりを一層推進していきます。

また、生活困窮者が抱える多様かつ複合的な課題に的確に対応するために、予防的観点に立った支援にも取り組みながら、相互に支え合う地域のネットワークの構築・地域づくりを目指していきます。

さらに、着実な連携強化による「顔の見える関係づくり」を進め、生活困窮者の早期把握・ 発見に向けた積極的な地域への取組を図るとともに、適切な役割分担のもと包括的な支援を 行っていきます。

### <計画事業>

①生活困窮者支援のための庁内連携の推進・強化【継続】(生活福祉課・福祉総合課)

保健福祉分野の横断的な包括的相談支援体制を図るため、庁内関係部署による連携会議を 定期開催し、生活困窮に関する現状と課題を共有するとともに、制度・施策等を関係部署及 び関係機関に周知し、生活困窮者\*の早期把握・早期支援を進めます。

事業の現況	計画年度:令和3	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・効果的かつ円滑な制度等の実施に向けた関係部署・関係機関との連携 ・生活困窮及びふくしの相談庁内連携会議の開催 ・相談窓口職員に対する福祉視点に立った基礎研修の実施 ・関係会議における制度の周知・連携の構築	・生活困窮及びふくしの相談 庁内連携会議の継続開催・ 充実 ・相談窓口職員に対する福祉 視点に立った基礎研修の継 続・充実 ・庁内連携に向けた関係会議 への参加・連携の促進 ・生活困窮相談窓口と生活保 護相談窓口における連携会	継続
	議の開催	

②地域資源や関係機関等の参画による連携の推進【継続】(生活福祉課・福祉総合課) 潜在化している生活困窮・要保護者については、適切な相談支援につなげていけるよう、 地域における生活困窮者\*支援のネットワークに積極的に参画し、生活保護法及び生活困窮者 自立支援法の周知を含め地域の様々な資源や関係機関との着実な連携強化に取り組みます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
•関係会議(民生委員•児童委員※、	•関係会議への有機的な参加、	継続
介護事業者、地域包括支援セン	相互連携に向けた研修等の	
ター*等)における各制度の周	実施	
知・連携の構築	•「顔の見える関係づくり」「相	
	互連携」に向けた協議及び	
	意見交換会の実施	

# (4) 生活困窮者支援の周知の充実

生活困窮者\*の中には、自ら支援を求めることが難しい状況にある人がいます。生活困窮者自立支援制度の広報・周知の工夫や、相談しやすい場の環境づくりにより制度の利用促進を図り、経済的な自立を含めた個々の生活課題の解消に向けた支援を着実に進める必要があります。また、地域で支援を必要とする人の早期把握・早期支援に向けて、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を積極的に広報・周知していきます。

#### <計画事業>

①周知方法の工夫等による広報の更なる充実【継続】(福祉総合課・生活福祉課)

生活困窮者\*は、自らがSOSを発することが難しい場合があります。生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の人権の尊重を基本に添えた広報・周知の効果的な工夫により両制度の利用促進を図り、経済的な自立を含めた個々の生活課題の解消に向けた支援を着実に進めていきます。また、地域で支援を必要とする人の早期把握・早期支援に向けて、両制度を積極的に広報・周知します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
生活困窮者自立支援制度及び生活	・ライフライン事業者をはじ	
保護制度の広報・周知	め新たな周知先の確保及び	
	効果的な事業の広報・周知	
	・ホームページ、広報媒体等	
	の更なる充実【継続】	

# 8 災害時要配慮者支援の推進

# 現 状

災害対策基本法では、区市町村は、災害時に避難支援を必要とする高齢者や障害者を対象とした「避難行動要支援者\*名簿」の作成とともに、本人の同意が得られた場合には、名簿情報を避難支援等関係者(消防署、警察署、民生委員・児童委員\*、町会・自治会)に提供することが定められています。

区では、実効性のある避難支援がなされるよう、年2回避難行動要支援者名簿を作成し、 各地域避難所へ配備するとともに、個人情報に関する協定を締結した町会・自治会等や避難 支援等関係者に、同意された方の名簿情報を提供しています。また、一人ひとりの避難支援 に関する情報を記載した「災害時個別支援プラン」の作成も順次進めています。

内閣府の中央防災会議は、台風等の災害対応の検証や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、令和2年5月、防災基本計画を修正しました。

区では、令和2年6月「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(暫定版)」を作成し、避難所における感染者等の専用スペースの確保や随時換気による衛生環境の維持、マスク着用、手指消毒や検温による感染予防などの対策を示し、避難所における感染症の感染拡大防止に取り組んでいます。

# 課題

令和元年度に実施した「介護保険居宅サービス利用者調査」では、災害時や火災などの緊急時の対応で不安なこととして、「避難所まで1人では移動できない」の割合が最も高く54.2%となっています。災害に備え、身近な民生委員・児童委員\*や町会・自治会へ避難行動要支援者\*名簿の提供を進めるとともに、日ごろからの地域の見守りなどを通してお互いに顔の見える関係をつくることが重要です。

一人ひとりの緊急時の連絡先、避難支援者、医療情報を記載した「災害時個別支援プラン」 について、さらに区民に周知をするとともに、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション 等の協力を得ながら、作成を進めていくことが必要です。

また、令和元年度に実施した「障害者向けアンケート」では、災害発生時や避難所での生活で不安に思うこととして、「自分にあった食事や必要な薬の入手」の割合が47.3%と最も高く、次いで「避難先の設備(トイレや浴室、ベッドなど)が使えるか」が45.3%となっています。さらに、「介護保険居宅サービス利用者調査」では、災害時や火災などの緊急時の対応で不安なこととして、「身体状況などから、避難所で暮らせるか心配である」が53.3%となっています。地域避難所において、高齢者や障害者に配慮したスペースの設置や、生活上の配慮について対策を進めるとともに、換気や消毒に加え、ソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保など、「新しい生活様式」を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが課題となります。

地震や風水害等が重なる複合災害、感染症への対策として、高齢者や障害者が必要なサービスの提供を継続して受けられるよう、介護・福祉事業者等との連携体制の強化を図ります。 密閉空間や密集場所、密接場面の「3つの密」の状況を避け、自らの感染を回避するとと もに、他人に感染させないという日頃からの意識付けが必要です。

「複合災害」を回避するための避難行動には、避難所への避難だけではなく、自宅にとどまり安全の確保に努める等、状況に応じた選択肢があることを広く周知する必要があります。

# 施策の体系 8 災害時要配慮者支援の推進

-(1)避難支援対策の推進

- (2) 避難所生活支援の推進

一(3) 在宅避難生活の支援の推進

# 施策

# (1)避難支援対策の推進

地域において、災害時に自力で避難をすることが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な避難行動要支援者\*を把握し、迅速かつ実効性のある安否確認・避難支援を行うことができるよう避難行動要支援者名簿を各地域避難所へ配備します。また、名簿情報の提供に同意が得られた人の情報を、登録者名簿として避難支援等関係者(消防署、警察署、民生委員・児童委員\*、町会・自治会)に提供していますが、登録者名簿への登載率をさらに高めるよう、働きかけを行います。

また、防災訓練等の一環として、安否確認・避難支援訓練を実施し、地域における住民同士の顔の見える関係づくりのための取組を進めるとともに、一人ひとりの緊急時の連絡先、 避難支援者、医療情報を記載した「災害時個別支援プラン」の作成を促進します。

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携して、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制を整備していきます。

#### <計画事業>

①避難行動要支援者名簿(対象者名簿・登録者名簿)の作成・配備【重点】(健康福祉計画課・防災課)

避難行動要支援者\*を把握するため、「対象者名簿」を作成し、配備するとともに、災害時に安否確認や避難支援に活用していきます。また、「対象者名簿」登載者のうち本人から同意を得られた人の「登録者名簿」を作成し、災害時に加えて平常時から避難支援等関係者と共有します。

事業の現況	計画年度:令	和 3~7 年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 避難行動要支援者名簿(対象者	• 継続	継続
名簿・登録者名簿) の更新	• 提供する町会・自治会	
• 対象者名簿を地域避難所へ配備	の拡大	
• 登録者名簿を避難支援等関係者		
へ配備		
・年1回、登録者名簿未登録者へ		
勧奨通知を発送		

②個別支援プラン作成の推進【重点】(健康福祉計画課・福祉総合課・障害者支援課)

医療依存度の高い人や重度の要介護状態の人については、災害が発生または発生するおそれが生じた場合に、迅速かつ安全に避難誘導等を行う必要があるため、一人ひとりの状況に合わせた個別支援プランの作成を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・個別支援プランを作成するため	・個別支援プランを作成	継続
のガイドラインの検討、作成	するためのガイドライ	
・地域包括支援センター*、介護事	ンの更新	
業者等と連携し、医療情報、避	・個別支援プラン様式の	
難支援者等を記載した個別支援	見直し	
プランを作成	• 継続	

③災害・感染症対策に係る介護・福祉事業者等の連携体制の整備【重点】(健康福祉計画課・福祉総合課・介護保険課・障害施策推進課・防災課)

災害時に介護・福祉事業者が、災害時要配慮者\*の必要な支援を継続して提供できるよう、必要な情報の提供方法や必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めるとともに、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施に取り組みます。

		10.0 <b>7</b> F F
事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・介護事業者と「災害時における	• 協定締結の介護事業者	継続
避難行動要支援者*等の支援に	等の拡大	
関する協定書」の締結	・事業所運営に必要な物	
・事業所運営に必要な、備蓄品の	資の備蓄・調達・輸送	
整備	体制の整備及び協定	
	締結	
	・必要な情報を的確に伝	
	える体制の整備	

# (2) 避難所生活支援の推進

災害時要配慮者\*が避難所において、健康で安心して生活を送ることができるように、避難所の施設整備や、聴覚障害者・視覚障害者に配慮した情報提供、コミュニケーション手段の確保、相談窓口の設置など生活上の様々な支援対策に取り組むとともに、感染症対策も踏まえた避難所の開設・運営に必要な備蓄品や資機材などを整備していきます。

また、地域避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所の充実を図るため、現在指定されている福祉避難所について必要な検討を進めます。

#### <計画事業>

①地域避難所における要配慮者支援の推進【重点】(防災課・健康福祉計画課・高齢福祉課・障害者支援課)

災害時に要配慮者が安心して地域避難所で生活できるよう、感染症等への対策を具体的に 検討するとともに、迅速かつ安全に安否確認及び避難支援に取り組むために必要な資機材を 整備します。

EM O O O		
事業の現況	計画年度:令和	和3~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・避難所における配慮事項や感染症対	•避難所における感染症	継続
策等の課題について検討、感染症対	対策マニュアルの更	
策マニュアル【暫定版】の策定	新	
・避難所等に備蓄する食糧、資機材等	• 継続	
の整備、拡充		
・安否確認及び避難支援に必要な資機		
材の整備		

②福祉避難所における要配慮者支援の推進【重点】(防災課・健康福祉計画課・高齢福祉課・ 障害施策推進課)

災害時に要配慮者が生活上の配慮を受け、安心して福祉避難所で生活できるよう、感染症への対策を検討するとともに、必要な資機材・物資等の点検・整備を行い、避難所としての機能の維持を図ります。また、発災時対応マニュアルを更新し、より実効性のあるものになるよう見直しを図っていきます。

2012/12/03/20			
事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
・福祉避難所の対象者の選定方針の検	•福祉避難所発災時対応	継続	
冒寸	等運営マニュアルの		
・福祉避難所における配慮事項など課	更新		
題について検討、発災時対応等運営	•福祉避難所の対象者の		
マニュアルの作成	選定方針及び移送方		
・福祉避難所への移送方法、移送手段	法・移送手段の方針策		
の検討	定		
	•福祉避難所間の連携方		
	法について課題の整		
	理、検討、実施		

# (3) 在宅避難生活の支援の推進

避難所以外の自宅等に滞在(在宅避難)する災害時要配慮者\*について、被災に伴う新たな課題や生活ニーズを把握し、体調不良が続いている人を適切な支援につなげるために、避難行動要支援者\*名簿や個別支援プランを活用する等、被災者に関する情報を早期に把握する体制を整備します。

また、災害時要配慮者が避難所以外の自宅等において、健康で安心して避難生活を送ることができるよう、食糧や水等の必要な生活関連物資の配布、住まいや生活環境に関する正確な情報の提供や、保健師等による巡回健康相談等保健医療サービスの提供など、生活環境の確保が図れるよう支援体制を整備します。

#### <計画事業>

①要配慮者の在宅避難生活の支援体制の充実【重点】(防災課・健康福祉計画課・福祉総合課・高齢福祉課・障害者支援課・関係各課)

災害時に在宅の要配慮者が安心して生活を送ることができるよう、在宅避難者の情報や必要な支援の把握、物資提供や福祉サービス等支援の方法等、具体的な支援策を充実します。

		23 0.7432/14 27 27 4 0 1 7 0
事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・生活必需品供給のため、食糧や	• 生活必需品の供給を行	継続
資機材の整備、拡充	うための体制整備や協	
	定締結の検討、調整、	
	締結	
	・必要な情報を的確に伝	
	える体制の整備	

# 第2節 地域包括ケアシステムの深化・推進

# ▮1 地域包括支援センターの機能強化

# 現 状

区では、地域包括支援センター\*を「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置付け、地域包括ケアシステム\*の拠点として5地区に 1 か所ずつ設置し、保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職を配置しています。

介護保険法に基づく地域包括支援センターの業務に加えて、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者\*など全ての区民を対象に世帯が抱える複合的な課題を丸ごと受け止め、専門機関や区の関係部署、地域の様々な団体や関係者と密接に連携・協働して、適切な支援や地域資源につなげる役割を担っています。

また、働きながら在宅療養を支える家族や、仕事と介護の両立に不安や悩みを抱える就業者等に対する相談支援の充実・強化を図るため、土曜日は午後5時まで、平日は午後7時まで窓口を開設しています。さらに、住区センターなど身近な場所で気軽に相談ができるよう、定期的に「出張相談」を実施するとともに、地域包括ケアシステムを実現するための基盤となる地域ケア個別会議を開催しています。

地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくためには、業務の状況を明らかにし、必要な機能強化を図る必要があります。平成 30 年施行の改正介護保険法により、行政や地域包括支援センターは、事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じることが義務化されました。区においても、毎年、地域包括支援センターの事業評価を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での見守り活動が弱まり、地域包括支援センターに期待される役割も大きくなっています。

# 課題

近年、8050 問題\*や育児と介護のダブルケア問題など、地域住民が抱える課題は、複雑化・複合化しており、公的な支援制度では対応できない制度の狭間の課題も多く見られます。

地域包括支援センター\*は、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、住民の 保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。今後、地域包 括ケアシステム\*の構築を推進していく上で、その機能強化が重要な課題です。

他方、地域包括支援センターが地域において求められる機能を適切かつ十分に発揮するためには、相談支援の充実、アウトリーチ\*機能の充実を図る必要があり、人員体制の強化等が必要です。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等に対応し、24 時間 365 日の「地域住民にとって最も身近な相談窓口」として、分野横断的に相談を受け、寄り添った支援を継続していくことが必要です。合わせて、地域の様々な団体や関係機関と連携し、新たな社会資源の開発を行うなど、より高いレベルの役割を担っていく必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりを目的として、介護支援専門員に対してだけでなく、地域住民やサービス事業所等に対して、介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備していく必要があります。 さらに、地域ケア個別会議の開催等により、多様な職種や機関との連携・協働による地域包

括支援ネットワークの構築を進めるとともに、住民や関係団体に対して、地域包括支援センターの一層の周知を図る必要があります。

# 施策の体系 1 地域包括支援センターの機能強化

――(1)相談支援体制の強化

一(2)地域及び関係機関との連携の強化

# 施策

# (1)相談支援体制の強化

「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」である地域包括支援センター\*は、これまで以上に地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間の課題への対応が求められます。地域包括ケアシステム\*を実現するための基盤となる地域ケア個別会議や研修等を通じて、職員の資質の向上を図るとともに、業務の効率化に努めます。

また、地域包括支援センターの運営評価結果に基づき、現在の保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種だけでなく他の職種を含めた層の厚い体制を整備していきます。職員体制の充実に加え、住民がより身近に相談しやすい環境づくりや多職種による連携を進めていきます。

#### <計画事業>

①地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実【重点】(福祉総合課)

再掲

在宅介護や在宅療養を支える家族や、仕事と介護の両立に不安や悩みを抱える就業者に対する相談支援の充実・強化に取り組むとともに、身近な地域で相談できるよう地域包括支援センター\*の窓口の充実を図ります。また、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、専門性の高い人材の確保と育成に努めます。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>・開設時間延長実施(月曜〜金曜日:午後7時まで延長)</li><li>・出張相談実施(各地区月1回〜2回)</li></ul>	<ul><li>・日曜日の開設についての検討・実施</li><li>・出張相談の場所、回数の拡充</li><li>・地域包括支援センター支所等設置についての検討、順次開設</li><li>・配置職種等についての検討・拡充</li></ul>	検証・検討を踏まえ た試行・改善等

#### ②地域ケア会議の推進【継続】(福祉総合課)

再掲

要介護になっても地域で暮らし続けられる地域づくりのために、地域ケア会議では、支援が困難な事例の検討を行い、検討事例を通して地域の課題を抽出しています。抽出された地域課題を関係者で共有し、地域づくりや政策に反映するよう取り組んでいきます。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
地域ケア会議(地域ケア個別会	・地域ケア個別会議において個	継続
議・地域ケア推進会議)の開催	別支援の事例検討、地域課題	
	の抽出・共有	
	・地域ケア推進会議において地	
	域課題解決のための検討	

# (2) 地域及び関係機関との連携の強化

地域包括支援センター\*が、制度の狭間にある人や複雑な課題を抱える人に対する支援を 充実させていくために、各地域包括支援センターに配置した地域連携コーディネーター等 を中心に、地域資源の掘り起こしや地域のネットワークづくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターが「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」としての役割を果たしていくため、地域の相談支援機関や医療機関等、関係機関との連携を強化していきます。

# <計画事業>

①地域包括支援センターの認知度向上及び支援体制強化【重点】(福祉総合課)

地域資源の掘り起こしや地域のネットワークを構築するため、地域包括支援センター\*の地域連携コーディネーターと生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター\*等が効果的に協働していきます。また、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」である地域包括支援センターの認知度向上を図り、関係機関と円滑に連携していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7 年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・認知度向上の取組	• 継続	継続
・関係機関との連携強化	・関係機関・団体との協働事業	
	の企画・実施	
	・各地域包括支援センターにお	
	ける地区研修会等の実施	

# 2 介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実

# 現 状

介護保険制度は創設から 20 年が経ち、サービス利用者は制度開始時の3倍を超えました。また、介護サービスを提供する事業者も着実に増加し、高齢者とその家族を支える制度として区民に定着しています。一方で、介護サービスが利用できない等の理由によりやむを得ず離職する「介護離職」や、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」など、介護が必要な高齢者を取り巻く様々な課題も生じています。

区が令和元年度に要介護認定を受けていない 65 歳以上の人を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、介護などが必要になった場合、あるいは要介護度が重くなった場合に望む暮らし方として、「介護サービスなどを利用して自宅で暮らしたい」が34.2%、「主に家族や親族に世話をしてもらいながら、自宅で暮らしたい」が13.9%、「高齢者向けの住宅に住み替えて、介護サービスなどを利用しながら暮らしたい」が12.0%で、自宅等での暮らしを希望する人は60.1%となりました。一方で、「特別養護者人ホームに入りたい」が7.6%、「有料者人ホーム、認知症高齢者グループホーム\*などで暮らしたい」が6.4%と、施設等での暮らしを希望する回答が合わせて14.0%となりました。

要介護認定を受けている方を対象に実施した「介護保険居宅サービス利用者調査」における同様の設問では、「介護サービスなどを利用して自宅で暮らしたい」が36.8%、「主に家族や親族に世話をしてもらいながら、自宅で暮らしたい」が19.6%、「高齢者向けの住宅に住み替えて、介護サービスなどを利用しながら暮らしたい」が3.9%で、自宅等での暮らしを希望する人の割合は60.3%となり、「介護予防・日常生活ニーズ調査」の結果とほぼ同じでした。また、特別養護者人ホームが11.2%、有料者人ホーム等が7.1%でした。

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅での生活を支える居宅サービスや、在宅生活の継続が困難な方のための施設サービスの提供が不可欠です。区では、補助制度の実施等により地域密着型サービス\*や特別養護老人ホーム等の整備を促進しています。

また、家族介護者等を支援するため、「介護者の会」「コミュニティカフェ」の開催や、「認知症の人と家族の応援ボランティア養成講座」「訪問保健相談事業」等を実施しています。

# 課題

今後、介護ニーズが高い 85 歳以上の高齢者の増加により、介護サービスの需要はさらに増えるものと見込まれており、今後も引き続き、介護サービス基盤の整備を進めていく必要があります。介護サービス基盤は、在宅の限界点を高めていくことを念頭に置き、訪問・通所サービス、短期入所サービス、居住系サービス、施設サービスのバランスを考慮しながら整備していくことが重要です。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されていますが、介護サービス事業所・施設が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであるため、十分な感染防止対策を行った上で、必要なサービスが継続的に提供されるよう、引き続き支援していく必要があります。

また、要介護者を在宅で介護する家族等への支援の充実も必要です。令和元年度に区が家族介護者等に対して実施した「在宅介護実態調査」では、介護と仕事の両立以外の困りごと (複数回答)として、「精神的に疲れている」が43.3%、「自分の時間がとれない」が41.8%、

「緊急時の対応に不安がある」が 38.4%、「身体的に疲れている」が 38.2%となっています。また、介護者が安心して介護するために必要な支援(複数回答)として、「介護者の病気・休養などのときに利用できる訪問サービス・宿泊サービス」が 52.4%、「ショートステイなど介護者の休養などに充てる時間ができる介護サービス」が 43.7%となっています。

調査結果からは、家族介護者等が心身ともにゆとりがない状況がうかがえます。精神的な 負担を軽減するための支援や、介護の負担を軽減するための支援等、様々な方面からの支援 を行う必要があります。

また、介護と育児を同時に担うダブルケアや 8050 問題\*のほか、介護等により学業に専念できない若者、いわゆるヤングケアラーの問題についても検討する必要があります。

# 施策の体系 2 介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の 充実

- ─(1)介護サービス基盤の整備
  - (2) 介護者・家族支援の充実

# 施策

# (1)介護サービス基盤の整備

介護を必要とする高齢者が、介護サービス等を利用しながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護\*や認知症高齢者グループホーム\*などの地域密着型サービス\*の整備を促進します。

また、様々なサービスを利用しても在宅生活を継続することが困難な中重度の要介護高齢者が必要な介護サービスを受けられるよう、特別養護者人ホームの整備促進を図ります。

#### <計画事業>

①地域密着型サービスの整備促進【重点・数値】(高齢福祉課・介護保険課) <u>再掲</u>認知症などの高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように地域密着型サービス<sup>\*</sup>の整備を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~	7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・認知症高齢者グループホーム※	• 認知症高齢者グループホーム	整備(第9期介護保
14 か所 30 ユニット	6 ユニット整備	険事業計画で定め
• 小規模多機能型居宅介護**	• 小規模多機能型居宅介護	る)
6か所	2か所整備	
• 看護小規模多機能型居宅介護	• 看護小規模多機能型居宅介護	
1 か所	1 か所開設(第四中学校跡地)	
・認知症対応型通所介護4か所	• 認知症対応型通所介護	
	1か所開設(第四中学校跡	
	地)、2か所整備	

②特別養護老人ホームの整備促進【重点・数値】(高齢福祉課・介護保険課)

中重度の要介護者の増加に対応した特別養護老人ホームの整備を促進します。また、新規の特別養護老人ホーム開設に併せて、老朽化した区立特別養護老人ホーム中目黒の改修工事を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
特別養護老人ホームフか所(区内)	・2か所開設(第四中学校跡地、	整備
	目黒三丁目国有地)	
	•区立特別養護老人ホーム中目	
	黒の改修工事	
	・新規整備の検討	
	• 敷地分割を前提とした国家公	
	務員駒場住宅跡地の整備	

③高齢者施設に係る区有地、国・都有地、既存施設等の活用の促進【継続】(高齢福祉課・介護保険課・経営改革推進課)

高齢者施設整備に当たり、区有地、国・都有地、地域の既存施設等の活用を検討し、民間 事業者の参入を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
活用の検討	<ul> <li>・継続</li> <li>・第四中学校跡地活用による特別養護老人ホーム・障害者入所施設等複合施設の開設</li> <li>・目黒三丁目国有地活用による特別養護老人ホームの整備・開設</li> <li>・敷地分割を前提とした国家公務員駒場住宅跡地の整備</li> </ul>	継続

#### (2)介護者・家族支援の充実

家族介護者を支援するため、介護者同士の交流を図り、介護に関する情報交換を行う機会の提供を継続します。区内5地区で開催している「介護者の会」への支援や、家族介護者、地域住民、医療や介護の専門職など、誰でも参加できる「コミュニティカフェ(ボランティアが運営するカフェ)」や、「Dカフェ(NPO法人が運営する認知症カフェ)」の活動を引き続き支援していきます。また、ヤングケアラー\*\*への支援にも取り組みます。

家族介護者等を対象に看護師等が訪問する「訪問保健相談事業」では、介護者自身の健康管理や具体的な介護方法の助言及び精神的支援を継続していきます。

また、家族介護者を支援するため、ショートスティ事業の充実を図ります。

障害のある人は、高齢化の進展、障害の重度化、日常的に医療的ケア\*を必要とする等、 様々な状況で地域生活をしています。また、障害のある人を支援している家族の高齢化が 進み、介護や病気等の事情により支援することが困難な場合が生じることがあります。在 宅生活を支える居宅介護事業、緊急時に対応するための短期入所、医療的ケアを必要とする場合に訪問看護師を派遣する重症心身障害児(者)\*在宅レスパイト事業を実施します。

#### <計画事業>

#### ①訪問保健相談事業【新規】(福祉総合課)

家族介護者等に対して、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に、訪問指導員(保健師・看護師・理学療法士等)が自宅を訪問し、保健相談を行います。家族介護者自身の健康に関する相談や具体的な介護方法の助言及び介護負担感を軽減するための精神的支援等を行い、介護者支援の充実を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
訪問保健相談事業の実施	• 継続	継続
	・家族介護者支援として相談支	
	援の充実	

# ②家族介護者の交流機会の充実【継続】(福祉総合課)

家族介護者が社会から孤立することなく、介護者同士の交流を深め、精神的な負担の軽減 や介護に関する情報交換などを行える場として「介護者の会」「コミュニティカフェ」「D カ フェ(認知症カフェ)」を開催します。ボランティアの養成等により運営を支援するほか、地 域包括支援センター\*の認知症支援コーディネーターを中心に相談支援の充実を図ります。

事業の現況	事業の現況 計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・「介護者の会」5か所	•「介護者の会」運営支援	継続
(月1回、各地区で開催)	•「コミュニティカフェ」「D カ	
・「コミュニティカフェ」区内 3	フェ」の活動支援	
か所	•認知症支援コーディネーター	
•「D カフェ (認知症カフェ)」	の配置	
NPO 法人 D カフェ net が区内	・ヤングケアラー*への支援	
を中心に 10 か所運営		
• 認知症支援コーディネーターの		
配置		

#### ③ショートステイ事業の実施【数値】(高齢福祉課)

在宅の要介護高齢者の心身の状況の変化や、介護者の病気、冠婚葬祭、出張等の際にショートスティの利用を促進し、介護者を支援していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 短期入所生活介護(特別養護老	• 継続	継続
人ホーム併設了か所)	•特別養護老人ホーム併設短期	
• 短期入所療養介護(介護老人保	入所生活介護2か所開設(第	
健施設2か所、介護医療院1か	四中学校跡地、目黒三丁目国	
所)(空床利用)	有地)	

# ④緊急ショートステイ事業の実施【重点】(高齢福祉課)

介護者の急病、冠婚葬祭、介護疲れ等により、在宅の要介護高齢者が介護を受けられない場合に、緊急に利用が可能なショートステイのベッドを確保します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・区内特別養護老人ホーム(1床)	継続	継続
• 有料老人ホームのベッド借上げ		
(1床)		

# ⑤病院ショートステイ事業の実施【継続】(高齢福祉課)

医学的管理が必要なため、ショートステイの利用が困難な状態の在宅療養高齢者に区内病院のベッドを確保します(介護保険対象外)。事業実施においては、在宅療養支援病床事業との調整を図っていきます。

26/322 22 2 44 40 64 9 6		
事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区内病院4か所(4床)	継続	継続

# ⑥短期入所事業の実施【継続】(障害施策推進課・障害者支援課)

障害のある人が、本人や介護者等の事情により、一時的に利用できる短期入所サービスを 提供します。

-	, C. F. C. S. C.		
事業の現況 計画年度:令和3~7年度		-7年度	
	(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
	•区内緊急一時施設保護等 6床	<ul><li>継続</li></ul>	継続
	•区外施設(区独自事業) 3床	・令和3年度に短期入所2床開	
		設	

# ⑦重症心身障害児(者)と家族の支援【継続】(障害者支援課)

在宅の医療的ケア\*を必要とする重症心身障害児(者)\*を対象に訪問看護師を派遣する重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>契約訪問看護ステーション数 24 か所</li><li>実利用者数 25人</li><li>派遣回数148回</li><li>(令和2年9月末実績)</li></ul>	継続	継続

# 3 生活支援サービスの充実

# 現 状

令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者の生活に関する調査」において、介護などが必要となったときの暮らし方として、6~7割の方が、介護サービスの利用や家族・親族に世話をしてもらいながら自宅で暮らしたいと回答しています。

区は、介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業と介護保険外のサービスを高齢者のニーズに合わせて適切に組み合わせて行動力の低下に対応する多様な支援を行い、介護が必要な高齢者と、その家族を支えるサービス及び自立を保つためのサービスの柔軟な提供を図っています。

ひとり暮らし等の高齢者については、緊急時や災害時に安否確認や避難支援を円滑に行うことができるように「ひとりぐらし等高齢者登録」を実施するとともに、登録者の実情に応じた様々な生活支援サービス(非常通報システム設置事業、配食サービス、高齢者在宅支援へルパー派遣事業、安否確認・緊急時への対応など)の勧奨を行っています。

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定者及び基本チェックリストの結果でサービス事業対象者と判定された人に対して、介護予防・生活支援サービス事業として、介護事業者による従前のサービス(予防給付相当、区独自基準)、支え合い事業、短期集中予防サービスを実施しています。また、生活支援体制事業は、区内5地区にサービス等の資源開発・関係者間のネットワーク構築等を担う生活支援コーディネーター\*を配置するとともに、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働の場である第2層協議体を設置しています。

# 課題

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7年(2025年)以降は高齢化が加速し、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年(2040年)にかけて、支援が必要な高齢者が増加するものと見込まれます。こうした状況を踏まえて、生活支援サービスを充実させて、地域で高齢者を支える仕組みを構築していくことが必要です。

また、サービスの担い手がさらに不足していくことが見込まれ、高齢者を含めた担い手の発掘・育成等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを多面的に推進していくために、 生活支援コーディネーター\*が情報を収集し、関係づくりに努めていく必要があります。

このため、住民参加型のサービスを民間企業等がサポートするなど、連携の可能性の検討やコーディネート機能の強化が望まれます。地域住民やボランティアなどが、より安全、安心に生活支援サービスの担い手として活動するために、新型コロナウイルスを含む感染症等への正しい理解や感染予防についての情報などを提供していくことが必要とされています。

# 施策の体系 3 生活支援サービスの充実

-(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- (2) 在宅生活の支援の充実

# 施策

# (1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業において、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを継続するとともに、住民主体による「支え合い事業」の充実を図ります。

訪問型支え合い事業の実施団体である目黒社会福祉協議会及びシルバー人材センターでは、 担い手に対しての支援として介護保険制度や認知症の理解を深めるなどの養成研修を実施していきます。通所型支え合い事業については、地域の居場所づくりの促進を図るために、必要な活動の支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防を習慣とする「新しい生活様式」を実践しながら活動する方法について検討していきます。

#### <計画事業>

# ①介護予防・生活支援サービス事業の充実【継続】(介護保険課)

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防と生活支援を目的とした 訪問型・通所型・生活支援サービスを充実するとともに、住民主体の多様なサービスを推進し、要支援者等が自身の状態に応じて選択できるサービスや支援を充実します。

		<u> </u>
事業の現況	計画年度:令和	] 3~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
訪問型・通所型それぞれで介護サービス	継続	継続
事業所が実施する「予防給付相当サービ		
ス」「区独自基準サービス」、住民主体に		
よる「支え合い事業」、機能改善に特化		
した「短期集中予防サービス」を充実し、		
利用を推進		

# ②生活支援体制整備事業の推進【重点】(介護保険課)

再掲

地域の活動団体等の情報共有・連携の場として日常生活圏域単位で設置された第2層協議体において、地区ごとに多様な支え合い活動団体のネットワークを構築し、区全域を対象とした第1層協議体の発足につなげ、生活支援サービスの創出を行っていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
全地区に第2層協議体を設置	・生活支援コーディネーター*	• 継続
	による協議体の活動の支援	・第1層協議体によ
	・第2層協議体による地域課	る全区課題の情報
	題の共有及び生活支援サー	共有
	ビスの創出	
	・区全域を対象とした第1層	
	協議体の設置	

# (2) 在宅生活の支援の充実

日常生活に不安を抱え、定期的な見守りを必要とするひとり暮らしの高齢者や高齢のみの世帯などを対象とした安否確認や緊急時対応の支援を充実させ、日常生活で必要な行動力の低下に対応する多様な支援を行います。

また、介護が必要な高齢者と、その家族を支えるサービス及び自立を保つためのサービスの柔軟な提供を図ります。

#### <計画事業>

①ひとりぐらし等高齢者登録【数値】(高齢福祉課)

ひとり暮らし等の高齢者の住所、氏名、緊急連絡先等を区へ登録し、緊急時や災害時に安否確認や避難支援を円滑に行うことができるようにするとともに、登録者の実情に応じた生活支援サービスの勧奨を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
ひとりぐらし等高齢者登録者数	• 継続	• 継続
6,829 名(令和2年10月1日	・登録の勧奨(目標値:	• 登録の勧奨(目標値:
現在)	新規登録 2,500 人)	新規登録 2,500 人)

# ②非常通報システム設置事業の実施【重点】(高齢福祉課)

ひとり暮らし等高齢者の安否確認のため、自宅で急病や事故が起きた場合、専用の通報機でコールセンターに連絡し、必要に応じて救急車や現場派遣員の出動要請を行う非常通報システムを設置します。また、一定時間内に利用者の動きがない場合にセンサーが自動通報する生活リズムセンサーの併設を促していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
621 台(うち生活リズムセンサー	継続	継続
併設 176 台。令和2年 10 月末		
現在)		

# ③配食サービスの実施【継続】(高齢福祉課)

ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、安否確認及び食の確保を目的として、配食サービスを実施しています。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
774 名受給、延べ 31,144 食	継続	継続
(令和2年6月末現在)		

# ④高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業【継続】(高齢福祉課)

ひとり暮らし等高齢者の銭湯や理美容室、病院内での介助等、介護保険では対応できない外出支援サービスを提供します。また、身体上の急変等により緊急かつ一時的な介護を必要とする人や生活環境の改善が必要な人に、緊急一時対応のヘルパーや生活の管理・指導を行うヘルパーを派遣します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
52名受給(令和2年9月末現在)	継続	継続

# ⑤会食サービスの実施【継続】(高齢福祉課)

地域の居場所である「地域交流サロン」において、食の確保、栄養改善を目的として、管理栄養士によるきめ細かな栄養相談・指導や栄養バランスの取れた食事の提供を実施することで、在宅高齢者の閉じこもり防止や食生活の改善、健康の増進を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区内5か所で実施(3か所は自主	• 継続	継続
事業)(新型コロナウイルス感染症	・事業内容の充実	
の影響により9月まで中止)	<ul><li>新規2か所開設</li></ul>	

# ⑥地域交流サロン事業の推進【継続】(高齢福祉課)

在宅高齢者の閉じこもりを防ぐとともに、介護予防など高齢者の在宅生活に資する活動を 展開するため、地域に住む高齢者の居場所として食事の提供、相談、イベント等を開催する 「地域交流サロン」事業を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区内5か所で実施(3か所は自主	• 継続	継続
事業)(新型コロナウイルス感染症	・事業内容の充実	
の影響により9月まで中止)	・新規2か所開設	

# 現 状

平成 29 年 10 月、国は、高齢者、障害者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」の今後の増加を見据えて、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)を改正し、住居確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修費や家賃軽減への補助等の経済的支援、居住支援事業を行う居住支援法人制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」を本格的に始めました。

令和元年度に区が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者の生活に関する調査」では、介護などが必要となったときの暮らし方として、6~7割の方が自宅等での暮らしを希望しており、高齢者の多くが住み慣れた地域に暮らし続けることを望んでいることがうかがえます。

区では、身体状況、経済状況など、多様なニーズに応じて住まいを選択し、安心して住み 慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者福祉住宅、都市型軽費老人ホーム及び 障害者グループホーム\*などの施設を整備しているほか、民間賃貸住宅の情報提供、家賃等債 務保証及び家賃助成を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮状態に陥った方が急増し、住まいを失うおそれのある方が増加しています。生活困窮世帯に対する支援として、住居確保給付金の支給を実施し、住まいを失った人には、一時的に居住できる場所として、緊急一時保護施設、無料低額宿泊所、厚生関係施設などの施設を提供しています。

# 課題

住まいは、人が地域社会とのつながりを保ちながら生活していく拠点であり、その確保は、 自立した生活を営むためにも重要です。社会的孤立、経済的困窮状態にある人の住まいの確保 と日常の生活支援を組み合わせた支援は、最後まで住み慣れた地域での生活を目指す地域包括 ケアシステム\*構築の基本にかかわる重要な課題です。

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に配慮を必要とする「住宅確保要配慮者」は、適切な住まいを確保することが難しい場合があるため、様々な支援により住宅セーフティネットを確保していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、安定した住まいを維持することが困難な人が急増する中で、区は、引き続き、住宅要配慮者の居住支援を強化していくため、各事業のより効果的な運営の在り方について調査研究し、住宅分野と福祉分野、行政と民間が連携して、住宅確保要配慮者の居住支援体制を整備していく必要があります。

住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅マスタープランと整合を図りながら、区営住宅、高齢者福祉住宅を継続して提供していく必要があります。また、住宅の確保については、区による住宅の新設が困難な状況を考慮し、区有施設の見直しの取組を踏まえ、既存の区有施設の大規模改修や建て替えの機会を捉えて、更なる拡充に努める必要があります。

高齢者等への支援に当たっては、入居時の安否確認の連携強化などの施策をさらに推進していく必要があることから、住まいに困窮する個々の課題に応じた支援を展開するため、緊急一時宿泊先の確保・拡充、他機関との連携を通じた住まいの確保に努めることが必要です。障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えて、障害のある方が支援を受けながら住み慣れ

た地域で暮らし続けられるよう、引き続き、民間活力を活用して、グループホーム\*の整備を進めていく必要があります。整備に当たっては、国公有地や既存施設等の活用についても検討・促進を図ることが必要です。生活困窮者\*については、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度など、適切な制度を利用できるよう支援する必要があります。

# 施策の体系 4 住まいの確保

- -(1)区営住宅・福祉住宅等住まいの提供
- —(2)多様な世帯が安心して住み続けるための居住支援
- ―(3)住宅施策と福祉施策が連携した切れ目のない支援

# 施策

# (1) 区営住宅・福祉住宅等住まいの提供

高齢者、障害者、子どものいる世帯や、様々な理由で生活に困窮する家庭など、住宅の確保に特に配慮が必要な住宅確保要配慮者に対して、区営住宅及び高齢者・障害者向け福祉住宅を適切に確保し、供給していきます。

また、高齢者の身体状況、生活形態、経済状況等に応じた多様なニーズに応えるために、 認知症高齢者グループホーム\*や都市型軽費者人ホームの供給を進めます。また、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区有地等の活用や民間活力等を検討しながら、障害者グループホームの整備支援を進めていきます。

#### <計画事業>

#### ①区営住宅の供給【継続】(住宅課)

住宅に困窮する高齢者、障害者、生活に困窮し住宅確保が困難な人が、自立して地域で生活ができるよう区営住宅を継続して提供していきます。

入居者募集においては、ひとり親世帯、高齢者世帯、障害者世帯等の要配慮世帯に対して 優遇抽選を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区営住宅管理戸数 計 591 戸	継続	継続
(令和2年4月現在)		

# ②高齢者福祉住宅の供給【継続】(住宅課・高齢福祉課)

住宅に困窮する高齢者が自立して地域で居住生活ができるよう、高齢者福祉住宅を提供していきます。新たな高齢者福祉住宅の整備については、区有施設の見直しの取組を踏まえつ、大規模改修・建替えの機会などを捉え、既存施設の転用等により整備を進めます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
高齢者福祉住宅の管理戸数	職員住宅跡施設の高齢者	継続
単身用 220 戸、世帯用 20 戸	福祉住宅への転用の検	
計 240 戸	<b>討・整備</b>	

# ③都市型軽費老人ホームの整備促進【数値】(高齢福祉課)

自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、低額な料金で入居でき、食事の提供、生活相談等のサービスを受けながら自立した生活を送ることができる住まいを提供するために、都市型軽費老人ホームの整備を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
都市型軽費老人ホーム1か所	・1か所開設(第四中学	整備の検討
	校跡地)定員 20 名	
	• 整備の検討	

# ④サービス付き高齢者向け住宅の整備促進【継続】(住宅課・高齢福祉課)

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者世帯が安心して生活ができるようバリアフリー\*構造等を有し、ケアの専門家等による生活相談サービス、安否確認サービス等が提供される住宅ですが、区内には未整備の状況のため、整備を検討する事業者に補助制度の情報提供等の支援を行い、住宅の供給を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未整備	サービス付き高齢者向け住宅の	サービス付き高齢者
	供給促進	向け住宅の供給促進

# ⑤地域密着型サービスの整備促進【重点・数値】(高齢福祉課・介護保険課) 再掲 認知症などの高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように地域密着型サービス\*の整備を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・認知症高齢者グループホーム*	• 認知症高齢者グループホーム	整備(第9期介護保
14 か所 30 ユニット	6 ユニット整備	険事業計画で定め
• 小規模多機能型居宅介護**	• 小規模多機能型居宅介護	る)
6か所	2か所整備	
• 看護小規模多機能型居宅介護	• 看護小規模多機能型居宅介護	
1 か所	1 か所開設(第四中学校跡地)	
・認知症対応型通所介護4か所	• 認知症対応型通所介護	
	1か所開設(第四中学校跡	
	地)、2か所整備	

# ⑥障害者グループホームの整備支援【重点・数値】(障害施策推進課)

障害のある人が支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けるために、民間活力等を活用し、障害者グループホーム\*の整備を支援し、居住の場を確保していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>知的障害者グループホーム 14か所(総定員91名)</li><li>精神障害者グループホーム 3か所(総定員23名)</li><li>福祉ホーム 1か所(定員7名)</li></ul>	1か所の整備を支援	1か所の整備を支援

# (2) 多様な世帯が安心して住み続けるための居住支援

高齢者、障害者、子どものいる世帯や、様々な理由で生活に困窮する家庭など、住宅の確保に特に配慮が必要な方が、安定した生活を送ることができるよう居住支援を行っていきます。

# <計画事業>

(1) 高齢者世帯等居住継続家賃助成【継続】(住宅課)

民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯・障害者世帯に対し、住み慣れた地域で安心して住み 続けられるよう家賃助成を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
高齢者世帯・障害者世帯に対する	継続	継続
居住継続家賃助成を実施		

# ②住宅リフォーム資金助成【継続】(住宅課)

区内にある賃貸用住宅の区民所有者が、空き家・空き室を利用して高齢者・障害者が住みやすくするためのバリアフリー\*\*リフォーム工事(手すりの取り付けや段差の解消など)をする場合に助成を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
住宅リフォーム(バリアフリーリ	継続	継続
フォーム工事)資金助成の実施		

# (3) 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目のない支援

高齢者、障害者、子どものいる世帯や、様々な理由で生活に困窮する家庭など、住宅の確保に特に配慮が必要な住宅確保要配慮者が、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉施策と住宅施策の連携を強化していきます。

単身高齢者等が民間賃貸住宅へ入居する場合、賃貸人等は入居後の対応などに不安を抱くことがあり、住宅確保に支障が生じている事例が多く見受けられます。円滑な住宅確保及び居住の安定を図るため、賃貸人等の不安の緩和・解消に向けて、ひとりぐらし等高齢者登録制度や入居後の支援に関する情報提供等を行います。

高齢者福祉住宅への入居者においては、ライフサポートアドバイザー制度を導入し、入居後の自立生活のための切れ目のない支援を行っていきます。区営住宅に入居する高齢者には、区営住宅の指定管理者と連携して、入居者の安心・安全のための支援を行っていきます。また、地域包括支援センター\*\*や、見守りネットワークなどとも連携し、重層的に住宅セーフティネットを構築していきます。

# <計画事業>

①高齢者福祉住宅でのライフサポートアドバイザー制度導入の推進【継続】(高齢福祉課) 高齢者福祉住宅において、入居者の生活相談、安否確認、緊急対応などを行い、地域の関係機関との連携を図ながら、高齢者に住み慣れた地域での安全・安心な生活を提供するために生活援助員を配置します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
高齢者福祉住宅 9 棟 133 戸で実	継続	継続
施		

#### ②民間賃貸住宅の情報提供【継続】(住宅課)

区内に1年以上居住する高齢者世帯・障害者世帯で、引き続き区内に居住することを希望 しながらも、自ら住宅を探すことが困難な人に対し、区内不動産関係団体の協力を得て、民 間賃貸住宅の情報提供を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
高齢者世帯・障害者世帯に対する	継続	継続
民間賃貸住宅の情報提供の実施		

# ③家賃等債務保証【継続】(住宅課)

民間賃貸住宅の情報提供の対象となった高齢者世帯・障害者世帯で、身元保証人等を得ることが困難な人については、賃貸借契約時に区内不動産関係団体に所属する事業者を通して区が協定を結んだ保証会社による家賃等債務保証を利用することにより、円滑に入居できるよう支援します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
高齢者世帯・障害者世帯に対する	継続	継続
家賃等債務保証の実施		

# ④家賃等債務保証料の助成【継続】(住宅課)

民間賃貸住宅の情報提供の対象となった高齢者世帯・障害者世帯で、保証会社を利用して 賃貸借契約を締結するかたに対し、保証料の一部を助成します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
高齢者世帯・障害者世帯に対する	継続	継続
家賃等債務保証料の助成		

# ⑤住宅確保支援の推進【継続】(生活福祉課・福祉総合課)

生活困窮者\*\*及び生活保護受給者を対象に、複合的な課題を有し住宅の確保に困難を抱える人に対して、住宅情報関係機関との連携により民間の賃貸物件に関する住宅情報の提供支援など住宅の確保に向けたサポートを行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・住宅情報関係機関との連携によ	•住宅情報提供支援による住ま	継続
る住宅情報提供支援の実施	いの確保	
・生活保護受給者に向けた社会参	• 社会参加支援事業(住宅確保	
加支援事業(住宅確保支援事業)	支援事業) による住宅確保及	
による住宅確保支援の実施	び相談支援の充実	

# ⑥住居確保給付金の支給【継続】(福祉総合課)

生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住宅を喪失または喪失するおそれのある生活困窮者\*に対して、再就職等に向けた家賃相当の「住居確保給付金」を支給します。実施に当たっては、就労支援等と一体的に実施し、効果的な自立の促進を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・新型コロナウイルス感染症の影	• 住居確保給付金の支給	継続
響に伴い、支給対象者が拡大さ	・就労支援等との一体的実施	
れた住居確保給付金の支給急増		
・ 状況に応じてキャリア形成を含		
む就労支援・家計改善相談支援		
等を積極的に実施		

⑦高齢者等居住あんしん補助(少額短期保険等の費用助成)【新規】(住宅課)

民間賃貸住宅の情報提供の対象となった高齢者世帯・障害者世帯で、入居契約時に入居者 死亡時の補償内容として遺品整理費用、原状回復費用、家賃損失額の補填のいずれかが含ま れている少額短期保険等に加入した場合、保険料等の一部を助成します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
高齢者世帯・障害者世帯に対する	継続	継続
高齢者等居住あんしん補助の助成		

⑧住宅確保要配慮者に向けた事業等の検証及び運営のあり方等の調査・研究【継続】(住宅課) 住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティーネット強化のため、庁内の連携体制を整備し、 住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
住宅確保要配慮者の居住支援に係	継続	継続
る庁内連携会議の実施		

# 現 状

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

国は、平成26年、介護保険法の改正により在宅医療・介護の連携推進について制度化し、 平成30年4月には全国の市区町村で事業が円滑に実施できるよう「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」を作成しました。

区では、国が掲げる事業項目に基づき、地域の医療・介護の関係機関・関係団体と協力して、医療や介護が必要な状態になっても在宅での療養生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいます。

令和3年度には在宅医療・介護連携推進事業に関する見直しが実施され、日常の療養支援・ 入退院支援・急変時の対応・看取りの4つの場面ごとに、PDCAサイクルに沿って取り組 むことが求められています。

令和元年度に 65 歳以上の方に実施した「高齢者の生活に関する調査」では、人生の最期を迎えたい場所について、46.3%が「自宅」と回答し、長期療養の場所については「自宅で療養し、悪化したときには入院して治療を受けたい」が 43.8%、「入院せずに自宅で療養したい」が 6.1%となっており、約半数の方が自宅での療養を希望しています。

# 【在宅医療・介護連携推進事業】

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発

# 課題

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国が掲げる事業項目を踏まえつつ、PDCA サイクルに沿った取組を継続的に行うことが求められています。

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制 構築のために、主治医が緊急訪問診療を行うことができない場合(夜間・休日など)に代理 の医師が往診する「24 時間診療体制(主治医・副主治医制など)」について検討していく必 要があります。

また、住み慣れた地域で本人の意思に沿った最期が迎えられるよう、人生の最終段階において、どのような医療や介護を受けて最期を迎えたいか等を検討するプロセス「人生会議<sup>\*</sup> (ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」に関する普及啓発等のため、本人・家族や医療・介護関係者に対する理解促進の取組を検討する必要があります。

本人や介護する家族の希望に沿った支援のためには、地域の医療・介護関係者等が多職種で連携し、新型コロナウイルス感染症による感染リスクが懸念される中、持続可能な在宅療養支援の方法を検討する等、相談支援体制の充実を図る必要があります。

# 施策の体系 5 在宅医療と介護・福祉の連携 ——(1) 在宅療養のための地域資源の情報提供

- (2) 在宅医療と介護・福祉の連携

- (3) 区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実

# 施策

#### (1) 在宅療養のための地域資源の情報提供

在宅療養を必要とする人が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を送るため、身近な地域の病院・診療所、歯科診療所、薬局、介護事業所等の情報を分かりやすく提供していきます。冊子版「在宅療養資源マップ」はパソコンやスマートフォン等を利用していない高齢者等のために、今後も定期的な作成や配布を行います。

令和元年度から、誰でも容易に検索でき、利便性・情報更新の点でも効率的な電子版「医療・介護資源情報提供システム」の構築を図り、令和2年度から運用を開始しています。引き続き、医療機関・介護事業所等の協力を得ながら、関係者向けサイトについても円滑なシステムの運用や情報更新を行っていきます。

#### <計画事業>

①在宅療養のための地域資源の情報提供【継続】(福祉総合課)

医療と介護の両方を必要とする人や、在宅療養生活を支える医療・介護の関係者に、身近な地域の病院・診療所、歯科診療所、薬局、介護事業所等の情報を分かりやすく提供します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
電子版「医療・介護資源情報提供	•電子版「医療•介護資源	継続
システム」の運用を令和2年4月	情報提供システム」の円	
から開始。広報やホームページで	滑な運用	
周知し、活用を促進	• 冊子版「在宅療養資源マ	
	ップ」の作成・配布	

# (2) 在宅医療と介護・福祉の連携

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、区では多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修を通じて、地域の専門性等の異なる多職種が共通の課題や困難な状況を理解し、意見交換できる関係を構築できる研修の開催に取り組んでいます。お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、医療・介護関係者間の連携を円滑にするために継続して実施します。今後は、リモート会議やオンラインによる研修等についても検討・調整します。

また、地域包括支援センター\*においては、地域に向けた活発な働きかけとなる内容の地域 密着型の多職種研修を開催します。

#### <計画事業>

①在宅医療と介護の連携【継続】(福祉総合課)

地域の専門職同士が連携し、在宅療養を必要とする人をきめ細かく支援するため、多職種 による研修等を効果的に開催していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
在宅医療・介護連携に関する研修	在宅医療・介護連携に関す	継続
(新型コロナウイルス感染症の影	る研修	
響により中止)	• 全区型 実施	
	• 地区型 実施	

# ②医療的ケアが必要な児童等への支援【重点】(障害者支援課)

重症心身障害児\*(医療的ケア\*児を含む)が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、就学前及び就学後の療育体制整備を図ります。また、区内の重症心身障害児通所支援事業所において、重症心身障害児の児童発達支援及び放課後等デイサービス\*事業の両事業を行う多機能型事業を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
令和2年7月から、児童発達支援	重症心身障害児(医療的ケ	継続
事業と放課後等デイサービス事業	ア児を含む)を対象に効果	
の両事業を行う多機能型事業所が	的な療育が提供できるよう	
支援サービスを実施	に支援の充実を図る	

# (3) 区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実

住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための準備や看取りについて考える機会となるよう、在宅医療や介護に関する情報を広く区民に提供するための啓発事業や出前講座等を行います。

国が平成30年3月に改訂した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、どのような医療や介護を受けて最期を迎えたいか等を検討するプロセス「人生会議\*(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の普及啓発に取り組みます。

また、地域包括支援センター\*の「在宅療養相談窓口」において、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、連携調整、情報提供等の機能を確保するとともに、地域包括支援センター職員に対して相談業務向上のための研修を実施します。

#### <計画事業>

①区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実【継続】(福祉総合課)

どのような人生の最期を迎えたいか等について区民自らが考える機会となるよう、人生会議\*(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)等の啓発事業に取り組みます。また、地域包括支援センターの「在宅療養相談窓口」において、在宅療養生活への支援を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>・在宅療養フェア in 目黒(中止)</li><li>・在宅療養相談業務向上研修</li><li>・各地域包括支援センターでの出前講座</li></ul>	在宅療養に関する啓発事業の実施	継続

# ■6 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上

# 現 状

少子・高齢化の進展等により、令和 22 年(2040 年)には、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題になると論じられるなど、人手不足の問題は福祉分野全体でより一層深刻となることが見込まれます。サービス提供の根幹となる介護・福祉人材の確保・定着・育成は、今後ますます重要となっています。区が、令和元年度に実施した「サービス提供事業所調査」でも、約4割の事業所が職員の確保、離職対策が課題だと回答しています。

国は、2020 年代初頭までに約25万人の介護人材を確保するため、潜在介護人材の呼び戻し、新規参入促進、離職防止・定着促進の3つの視点から介護人材確保対策に取り組むこととしています。また、新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善を進めるものとしています。

区では、介護・福祉人材確保策として、介護職員宿舎借上げの支援、めぐろ福祉しごと相談会の実施、介護・福祉人材育成事業など、様々な取組を進めています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は、イベントや研修を予定どおり開催できない状況となりました。研修等を開催する際は、感染症対策を適切に講じるためのより一層の工夫が必要となっています。

また、適切な介護サービス提供のために介護サービス事業者向けに運営基準等の情報をより効果的に発信していくことが求められています。

# 課題

介護・福祉人材の確保については、引き続き事業の充実を図り、福祉職場の魅力ややりがいを伝えていくことが大切です。また、人材を定着させるため、職員の定着・離職防止に向けた取組を推進する必要があります。「めぐろ福祉しごと相談会」等を通じて魅力ある仕事として関心を深めてもらい、福祉人材の確保や障害理解の促進を図っていくとともに、これまでに実施してきた各事業の効果について検証していく必要があります。

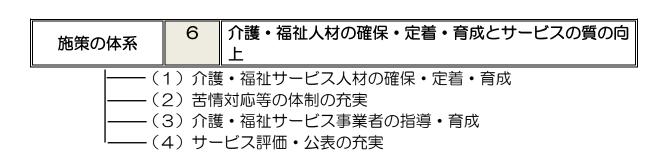
外国人材の活用については、人材不足解消への期待が大きい反面、外国人労働者への支援が十分でない状況があります。まずは、実態把握に努め、外国人労働者の生活に必要な支援

などについて検討を進める必要があります。また、民間事業者においては、生活支援も含め た人材派遣も始まっており、民間事業者の活用にも取り組んでいく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後はICT\*等を活用した研修が中心となることが見込まれます。引き続き、都のICT 推進補助金等の周知を行いながら、人材育成等においてもICT等を活用することが必要です。

サービスの質の向上については、区が介護事業者に対して行う実地指導、集団指導及び研修のほか、介護事業者連絡会が行う研修等に対する支援や情報提供を引き続き行うことにより、現場職員が求める知識や技術等の習得を着実に進めていく必要があります。合わせて、区は事業所自らが自主的に事業の運営状況を点検できるよう支援することが必要です。

また、令和3年度に開設する基幹相談支援センターでは、障害福祉における地域の相談支援の機能強化や障害福祉サービス事業の支援力等の向上を目指して研修等を実施し、専門性の高い人材を育成していくことが必要です。



# 施策

#### (1) 介護・福祉サービス人材の確保・定着・育成

特別養護老人ホーム等介護施設、障害福祉施設の従事職員の確保については、宿舎借上げ や就職相談会などの支援を引き続き行うとともに、事業の効果を検証し、より効果的な支援 ができるよう支援内容の向上に努めます。

また、良質な介護サービス提供のため、介護支援専門員等を対象として、現場のニーズに即した内容の研修を実施します。引き続き、介護事業者連絡会や主任介護支援専門員連絡会を通じた研修や講演会の開催を支援し、介護サービス事業者同士の意見・情報共有を促すことで、介護職員を育成し、サービスの向上につなげていきます。さらに、国や東京都と連携しながら、介護ロボットやリモート会議等のICT\*を活用した人材育成の取組を進めていきます。

障害分野では、令和3年度に開設の基幹相談支援センターにおいて、受託事業者と障害福祉サービス事業者の連携を図り、専門性の高い福祉人材を育成していきます。また、介護サービス事業者と障害福祉サービス事業者相互の知識・情報共有と連携を促進する取組を進めていきます。

#### <計画事業>

①運営事業者への宿舎借上げ補助事業【継続】(高齢福祉課・障害施策推進課)

介護・看護従事職員、障害福祉の人材確保が難しい民間特別養護者人ホームと民間障害者グループホーム\*等に対して、職員が入居するための宿舎借上げに係る経費の一部を補助します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区内の民間特別養護老人ホーム及	継続	継続
び民間障害者施設に対して、職員の		
宿舎借上げに係る補助事業を実施		

②めぐろ福祉しごと相談会【継続】(高齢福祉課・介護保険課・障害施策推進課)

介護・障害福祉職員の人材確保が難しい区内介護事業所及び区内障害福祉サービス事業所を対象に、ハローワーク等と連携して介護・障害福祉従事者向けの合同採用相談会を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
めぐろ福祉しごと相談会の実施	継続	継続
年2回(新型コロナウイルス感染症		
の影響により 1 回中止)		

#### ③介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用助成【継続】(高齢福祉課)

介護人材の確保・定着・育成を支援するため、介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修の受講費用を助成して、区内事業所への就職のインセンティブと質の向上の両面から支援します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
「介護職員初任者研修課程」及び	継続	継続
「介護職員実務者研修課程」の受		
講料助成事業の実施		

#### ④介護・福祉人材育成事業【継続】(高齢福祉課・介護保険課)

介護福祉人材の育成によるサービスの質の向上と、離職防止を目的として、区内介護事業 所の職員等を対象とした「介護職員スキルアップ研修」を実施します。併せて、介護事業所 等の職員の悩みを幅広く相談することができる「なんでも相談窓口」を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
・介護職員スキルアップ研修(年	継続	継続	
間 11 回) (新型コロナウイルス			
感染症の影響により3回中止)			
• なんでも相談窓口(毎週水曜日)			

# ⑤基幹相談支援センターによる人材育成【重点】(障害施策推進課)

令和3年度開設の基幹相談支援センターにおいて、地域の支援力の質の向上及び専門性の 高い人材を育成するために、障害福祉サービス事業者に対する研修等を計画的に実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
未実施	目黒区障害者自立支援協	継続	
	議会、障害福祉サービス		
	事業者との連携を図り、		
	研修や講演会、情報交換		
	等を実施		

# ⑥介護事業者に対する研修【継続】(介護保険課)

介護職員の質を向上させ、良質なサービス提供につなげていくことを目的に、介護支援専門員を対象に、ニーズを踏まえた研修を実施します。

事業の現況		計画年度:令和3~7年度		和 3~7 年度
(令和2年度)		前期	(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 介護支援専門員新任研修	1 🗆	継続		継続
• 介護支援専門員現任研修	1 🗆			
• 主任介護支援専門員研修	1 🗆			

# ⑦目黒区主任介護支援専門員連絡会への支援【新規】(介護保険課)

主任介護支援専門員における研修及び演習での講師等を担える人材の育成、地域における 多職種連携等を目的に設立された「目黒区主任介護支援専門員連絡会」に対して、活動の支 援を行うとともに、介護支援専門員の資質向上を図るため、介護職員に必要な研修や講演会 の開催に対する支援や情報提供を行います。また、研修や講演会の開催に当たっては、リモ ート会議等のICT\*を活用した人材育成の取組を進めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・連絡会(研修や講演会等)	• 継続	継続
・リモート会議等の ICT を活用した	・リモート会議等の ICT を活	
研修や講演会の試行	用した研修や講演会の本格実	
	施	

#### 8目黒区介護事業者連絡会への支援【継続】(介護保険課)

介護サービスの質の向上や情報交換、区との連携等を目的に設立された「目黒区介護事業者連絡会」に対して、活動の支援を行うとともに、良質な介護サービスを提供するために、介護職員に必要な研修や講演会の開催に対する支援や情報提供を引き続き行います。また、研修や講演会の開催に当たっては、リモート会議等のICT\*を活用した人材育成の取組を進めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・全体会(情報交換、制度改正等の勉強会、研	• 継続	継続
修等)	・リモート会議等の	
• 各分科会(勉強会 • 意見交換会等)	ICT を活用した	
• 目黒区医師会との連携の機会や保健 • 衛生に	研修や講演会の	
関する知識習得を目的とした委託研修	本格実施	
・リモート会議等の ICT を活用した研修や講演		
会の試行		

⑨介護サービス事業者と障害福祉サービス事業者の連携促進【継続】(介護保険課・障害施策推進課)

高齢の障害者が介護サービスをより円滑に利用できるように、介護サービス事業者を対象に障害理解に関する講座や研修会を実施するとともに、障害福祉サービス事業者を対象に介護保険制度への理解を促進する取組等を実施し、相互の連携を促進します。

事業の現況	計画年度:令和	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
• 介護事業者連絡会で相談支援専門員による障	• 継続	継続	
害理解についての講座及び研修を実施(新型	<ul><li>・共生型サービスへ</li></ul>		
コロナウイルス感染症の影響により中止)	の対応のための		
• 障害者自立支援協議会で介護支援専門員によ	連携促進と研修		
る講座及び研修を実施	の充実		
• 介護支援専門員と相談支援専門員の連携促進			

# (2) 苦情対応等の体制の充実

介護・福祉サービスに関する苦情の受付・取組体制を充実・強化していきます。区の窓口等に寄せられる介護保険サービスに関する苦情は、関係各課で連携して対応するとともに、区の苦情対応連絡会や東京都国民健康保険団体連合会等の関係機関と定期的に情報共有を行い、適切な対応方法について研究を行います。

また、サービス提供に伴う事故報告について、介護サービス事業所に対し、事故報告に関する好事例の紹介等のフィードバックを行い、介護サービスの向上に役立てていきます。

#### <計画事業>

①保健福祉サービス苦情調整委員制度の推進【継続】(健康福祉計画課)

再掲

保健福祉サービスに関する苦情等を中立な立場で、保健福祉サービス利用者の権利と利益の保護を図るとともに、保健福祉サービス利用者からの苦情等を受け、事業者、関係機関等に対する調査を実施し、勧告等を行うことにより、提供される保健福祉サービスの質を高めていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>・苦情の申立てを受け、調査を実施</li></ul>	継続	継続
<ul><li>区や事業者等に対して是正勧告 及び意見表明を実施</li></ul>		

#### ②介護サービス等に関する苦情対応体制の充実【継続】(介護保険課)

区に寄せられる介護サービス等に関する苦情等については、迅速に対応し、必要に応じて 関係各課及び関係機関と連携して対応します。また、関係各課及び地域包括支援センター\* の職員が出席する「苦情対応連絡会」を定期的に開催し、苦情事例について情報共有すると ともに、東京都国民健康保険団体連合会等が開催する連絡会での情報共有や研修への参加に より、より適切な対応方法を研究していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 苦情対応連絡会 年6回	継続	継続
• 東京都国民健康保険団体連合会		
の連絡会・研修への参加		

# (3) 介護・福祉サービス事業者の指導・育成

事業者に対する指導検査、監査は、事業者が提供するサービスの質の向上及び介護保険制度等の適正な運営を確保する上で不可欠です。また、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検することも重要です。区では従前から行っている実地による指導検査に加え、オンラインによる集団指導等を実施し、事業者の自主的な運営状況の点検を支援するなどして、指導検査、監査の効率化を図ります。

#### く計画事業>

①事業者指導・監査の充実【継続】(健康福祉計画課)

区内事業所が事業の運営を円滑に行い、サービスの質の確保と適正な給付が行われるように、また、区内の社会福祉法人が適切な法人運営を行うように指導内容の充実に努め指導検査を実施します。また、ICT\*を活用した集団指導等を通して事業所自らが運営状況を確認できるよう支援します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
区内介護・障害福祉サービス事業	• 指導内容の充実	継続
所・社会福祉法人を対象に指導検	・ICT を活用した集団指	
査を実施	導の実施	

# (4)サービス評価・公表の充実

利用者でも事業者でもない第三者の目から見た客観的な評価結果を広く公表し、利用者への情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を支援します。

区立施設については、東京都福祉サービス評価推進機構が認証する第三者評価機関に依頼 して、利用者の声を聞く「利用者調査」と、事業者のサービス内容や組織運営を評価する「事 業評価」を行います。区立以外のサービス提供事業者については、第三者評価の受審を勧奨 し、受審費用の一部補助等を行います。

# <計画事業>

①第三者評価制度の推進【継続】(介護保険課・高齢福祉課・障害施策推進課・障害者支援課・保育課)

区立施設において第三者評価機関による客観性を持ったサービス評価を受審し、結果を公表します。区立以外の施設については、運営事業者に受審費用を補助するなど東京都指定評価機関を活用した第三者評価の受審を勧奨します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
<ul><li>区立施設で第三者評価実施(特</li></ul>	継続	継続
別養護老人ホーム、障害者・児		
施設、保育所)		
・民間施設に受審費用補助(認知		
症高齢者グループホーム*等、障		
害者施設、保育所)		